

歴史の道中山道碓氷峠越 整備基本計画

令和3（2021）年3月

群馬県 安中市教育委員会

序

中山道碓氷峠越は、平成8年11月1日に文化庁「歴史の道百選」に選定された中山道一碓氷峠越（群馬県一長野県）であり、坂本宿から軽井沢宿の間にある古道碓氷峠です。道のり約8kmの道中は昔の面影を残し、「堂峰番所跡」、「刎石（四軒）茶屋跡」、「熊野神社」のほか、多数の歴史的資産が存在します。

本計画対象区間である中山道碓氷峠越は未舗装であり、対象区間の多くは天明の浅間山噴火時の軽石が堆積する土壌条件です。このため、降雨による侵食を受けやすく、現在、一部で道筋と一体となった谷部の崩壊が進行しているほか、V字状で歩きにくい区間も発生してきています。このような状態のまま、今後も利用し続けると、往時の遺構面の消失や道としての連続性を保持することが難しくなり、次世代に道筋そのものを継承できないことが懸念されます。

また、対象区間は、近年、多くの外国人ハイカーにも利用されるほか、毎年開催される安政遠足侍マラソン大会のルートの一部となっており、市の観光面においても、重要な場所として位置づけられています。平成31年4月より施行された改正文化財保護法では、こうした文化的資源（未指定を含む）をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことを重要としており、このような社会の流れも十分に勘案する必要があります。

こうしたことから、これからも、中山道碓氷峠越に多くの方が訪れ、郷土の史跡に触れていただき、史跡の価値の伝承と安中市民の郷土愛を育む場所となることが、不可欠と考えています。

そこで、平成30年度から「安中市中山道碓氷峠越整備検討委員会」を発足させ、江戸時代の道を伝える価値が十分に残っている道筋とその一帯の空間を未来に受け継いでいくための「基盤づくり」に取り組むために、「歴史の道中山道碓氷峠越整備基本計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、国の史跡指定を目指すとともに、中山道のもつ歴史的な価値を考慮しながら整備をすすめ、安中市の観光や活用の基盤づくりに努めていきたいと思えます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、御指導と御助言を賜りました文化庁及び群馬県文化財保護課の皆様へ感謝申し上げますと共に、ご尽力いただきました委員各位及び関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

安中市教育委員会教育長 竹内 徹

例 言

- 1 本書は、「歴史の道 中山道碓氷峠越」の整備に関して方針を定めた、歴史の道碓氷峠越 整備基本計画書である。
- 2 本計画は、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度文化財保存事業 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 歴史の道活用整備事業）（文化庁）を受けて、「歴史の道中山道碓氷峠越」を事業として3ヶ年で策定した。
- 3 計画策定の際は、「安中市中山道碓氷峠越整備検討委員会」を設置し、委員の協議によってとりまとめた。あわせて、文部科学省文化庁文化財部記念物課、群馬県文化財保護課の指導助言を受けた。
- 4 本計画の策定に係る事務は、安中市教育委員会文化財保護課文化財活用係が行った。また、本書の執筆及び編集は、安中市教育委員会文化財保護課文化財活用係と業務委託会社の株式会社K R Cが行った。
- 5 本計画は社会情勢等の変化に対応するために、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 6 表紙の写真は、左が刎石坂付近、右上が北向馬頭観世音、右下が眺望地点から見える景色（妙義山）であり、出典は「安中市教育委員会」である。裏表紙は、坂本宿の絵図で、出典は「中山道広重美術館」、作品タイトルは、無款（溪斎英泉）「木曾海道六拾九次之内 坂本」（天保 6～7（1835-36）年）である。
- 7 調査の実施及び本書の編集に際し、多くの方々・機関に、資料提供及び多大な御協力をいただいた。

目 次

第1章	計画策定の経緯と目的	
1.1	計画策定の背景と目的	1
1.2	計画の対象区間	2
1.3	計画の位置づけ	2
1.4	計画策定の組織と審議経過	3
1.5	上位・関連計画との関係	5
第2章	中山道碓氷峠越の歴史的・地理的環境について	
2.1	往時の中山道碓氷峠越	8
(1)	中山道碓氷峠越の歴史	8
(2)	中山道碓氷峠越の往時の姿(史資料、絵図から)	10
(3)	道の管理等について	19
(4)	浅間山の噴火について	20
2.2	中山道碓氷峠越を取り巻く環境の概要	21
(1)	自然環境	21
(2)	社会環境	22
第3章	中山道碓氷峠越の現状と課題	
3.1	中山道碓氷峠越の現状	24
(1)	道筋の現状について	24
(2)	道沿いの歴史的資産について	28
(3)	道内、道沿いの工作物等の設置状況について	28
(4)	その他維持管理	28
3.2	中山道碓氷峠越の課題の整理	31
第4章	整備目標と整備方針	
4.1	整備目標と整備方針の考え方	37
4.2	整備方針	38
第5章	整備基本計画	
5.1	整備基本計画の骨子	43
5.2	方針別整備基本計画	47
(1)	動線計画と区域区分	47
(2)	「方針1」に関する整備計画	51
(3)	「方針2」に関する整備計画	71
(4)	「方針3」に関する整備計画	75
第6章	事業の将来展望及び課題	
6.1	事業推進に向けての課題	85
6.2	整備スケジュールと整備内容	86
6.3	年次計画	94

第1章 計画策定の経緯と目的

本章では、「歴史の道中山道碓氷峠越整備基本計画」の策定経緯とその目的、計画の位置づけ等を整理する。

1.1 計画策定の背景と目的

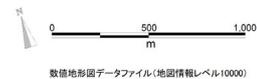
- 中山道碓氷峠越の道筋は、江戸時代に江戸と当地一帯を結んだ道の一部であり、木曾のかけはし、太田の渡しとともに、中山道三大難所のひとつとして知られてきた。
- 本計画で対象とする道筋（以下、対象区間とする。）は、平成8年11月1日に文化庁「歴史の道百選」に選定され、堂峰番所跡、弘法の井戸、刎石茶屋跡、山中茶屋跡などその往時の道沿いの多数の歴史的資産が存在している約8kmの区間である。
- 百選に選定された年には、群馬県教育委員会で、古道等の交通関係遺跡と交通路周辺地域に残る文化財を総合的かつ体系的に把握する「歴史の道調査事業」を実施し、その結果を調査報告書としてとりまとめた。しかしながら、その後、これらの歴史的資産の継承に向けた整備や保存・活用にむけた本格的な事業化には至らず現在に至っている。
- 本計画対象区間の多くは天明の浅間山噴火時の軽石が堆積する土壌条件であり、降雨による侵食を受けやすく、現在、一部で道筋と一体となった谷部の崩壊が進行しているほか、V字状で歩きにくい区間も発生している。今後、往時の遺構面の消失や道としての連続性を保持することが難しくなっており、道筋そのものの維持や継承に向けた対策が不可欠な状況にある。
- 一方、本計画の対象区間は、安政遠足のルートとして毎年利用され、マラソンの発祥地としても親しまれている。平成31年4月より施行された改正文化財保護法ではこうした文化的資源（未指定を含む）をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要としており、このような社会の流れも十分に勘案する必要がある。
- そこで、安中市では、現在でも江戸時代の道を伝える価値が十分に残っている道筋とその一帯の空間を未来に受け継いでいくための整備を行うことを目的に、本計画を策定する。計画書では、本計画対象区間の道筋の成り立ちや現状を整理するとともに、将来への継承のための基盤づくりに向けた課題や基本的な対応策、事業の展開を整理する。
- 今後、国史跡指定を行い、保存活用計画を策定することとなるが、その計画で本質的な価値が明らかになった段階で、本計画の見直しも検討することとする。

1.2 計画の対象区間

堂峰番所跡、弘法の井戸、勿石茶屋跡、山中茶屋跡などその往時の道沿いの多数の歴史的資産が存在している約8kmの区間である（図1.1）。



図 1.1 計画対象区間



1.3 計画の位置づけ

- 本計画は、長期的に中山道碓氷峠越の道筋やこれに関連する歴史的資産を一体的に保存・活用し、地域と共に継承していくための取り組みの第一歩として位置づく。
- 道筋そのもののつながり（連続性）の確保が直面する課題であることを踏まえて、道筋と基盤を整える整備計画をとりまとめることに重点を置く。
- この整備と並行して、文化財（国史跡）指定を目指し、計画対象区間内の歴史的資産の保存活用へと展開させていくとともに、本計画対象区間の道筋とも密接な関係にある区間外の碓氷関所など点在する史跡を含めた総合的な保存活用へと発展させていく（図1.2）。

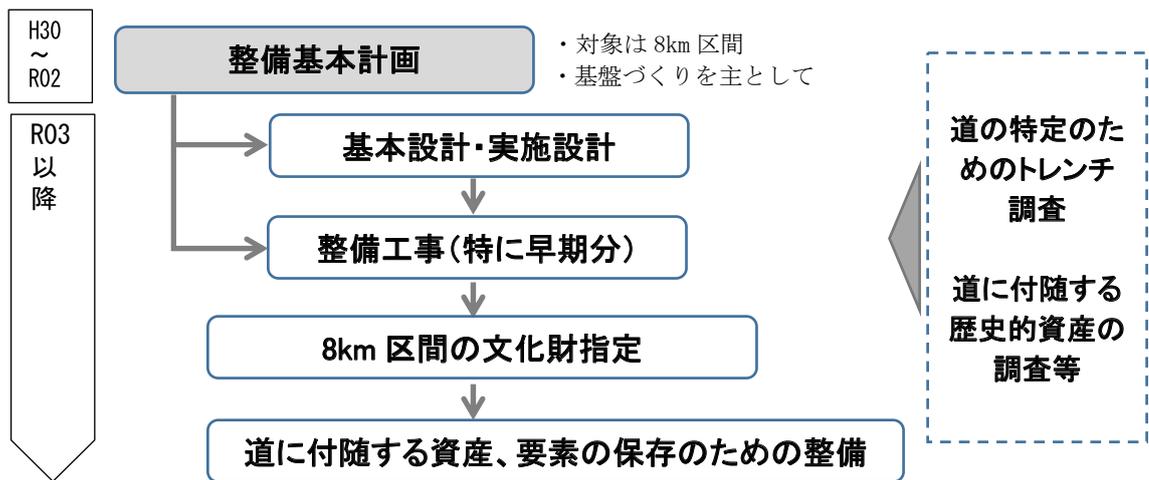


図 1.2 計画の位置づけとスケジュール

1.4 計画策定の組織と審議経過

整備基本計画の策定にあたり、安中市中山道碓氷峠越整備検討委員会（以下、「検討委員会」という）を設置した。検討委員会は、学識経験者5名、指導機関として2名の委員、市関係機関4名、事務局で構成される。

(1) 計画策定の組織

①整備検討委員会 名簿

役職名	所属等	職名	氏名（敬称略）	備考
委員長	くまもと文学・歴史館	館長	服部 英雄	・平成30.6～
副委員長	安中市文化財調査委員	副議長	伊丹 仲七	・平成30.6～
委員	下仁田町歴史館	館長	秋池 武	・平成30.6～
委員	日本大学理工学部 まちづくり工学科	教授	阿部 貴弘	・平成30.6～
委員	群馬県立文書館	職員（非常勤・ 嘱託）	岡田 昭二	・平成30.6～平成31.3
		元館長		・令和元.5～
指導機関	文化庁文化財部 記念物課整備部門	文化財調査官	中井 将胤	・平成30.6～
	群馬県教育委員会 文化財保護課	指導主事	長谷川 博幸	・平成30.6～平成31.3
			笹澤 泰史	・令和元.5～令和2.3
群馬県地域創生部 文化財保護課	主幹			・令和2.12～
市関係課	安中市教育委員会	教育長	竹内 徹	・平成30.6～
	安中市教育委員会	教育部長	田中 秀雄	・平成30.6～平成31.3
			高橋 信秀	・令和元.5～
	安中市観光課	参事	萩原 弘	・平成30.6～平成31.3
		課長	大竹 将夫	・令和元.5～
	安中市土木課 （令和元年度から、 耕地建設課が変更）	参事	小板橋 孝治	・平成30.6～平成31.3
主幹		中島 茂	・令和元.5～	

②事務局

■出席職員

氏名	所属等	備考
大竹 将夫	安中市教育委員会 文化財保護課長	・平成30.6～平成31.3
齊藤 勝彦		・令和元.5～
井上 昇	安中市教育委員会 文化財保護課 文化財活用係長	・平成30.6～
深町 真	安中市教育委員会 文化財保護課 文化財活用係 主査	・平成30.6～
菅原 龍彦	安中市教育委員会 文化財保護課 文化財活用係 主任	・平成30.6～

(2) 審議の経過

検討委員会は、平成30(2018)年度には2回、令和元(2019)年度に3回、令和2(2020)年度に1回、現地指導を含む合計7回実施した。また、庁内関係部が集まった会議で2回報告した。その経過を表1.1、表1.2に整理する。

表 1.1 検討委員会 審議の経過

日時・会場	内容	出席者
第1回検討委員会 平成30年6月6日(水) 9:00~15:25 安中市松井田支所 2階応接室 中山道碓氷峠越(現地)	○委嘱状交付 ○委員長の互選(副委員長の指名) ○事業説明 ○現地踏査 ○整備活用の方向性・次回までの調査・検討事項 ○次回委員会の開催について	委員5名 指導機関1名 市関係課3名 事務局8名 以上17名
第2回検討委員会 平成30年12月21日(金) 14:00~16:30 安中市松井田支所 基幹集落センター2階 営農指導室	○前回委員会で出された意見等の確認とその対応について ○整備計画策定の目的 ○現況調査に関する報告 ○課題の整理 ○次回委員会の開催について	委員5名 指導機関1名 市関係課3名 事務局7名 以上16名
現地指導 令和元年5月23日(木) 14:00~16:30 中山道碓氷峠越(現地)	○現地踏査 ○各委員からの講評	委員3名 市関係課1名 事務局6名 以上10名
第3回検討委員会 令和元年5月24日(金) 9:00~11:30 安中市松井田支所 基幹集落センター2階 営農指導室	○前回委員会で出された意見等の確認とその対応について ○整備計画策定についての再確認 ○道形の特定について ○課題の整理と整備の方向性 ○次回委員会の開催について	委員5名 指導機関1名 市関係課4名 事務局6名 以上16名
第4回検討委員会 令和元年12月18日(水) 13:00~15:45 安中市松井田支所 基幹集落センター2階 営農指導室	○前回委員会で出された意見等の確認とその対応について ○追加・補足調査について ○整備基本計画の方向について ○整備基本計画書について ○次回委員会の開催について	委員4名 指導機関1名 市関係課4名 事務局7名 以上16名
第5回検討委員会 令和2年3月18日(水) 13:00~15:30 安中市松井田支所 基幹集落センター2階 営農指導室	○前回委員会で出された意見等の確認とその対応について ○整備計画書(素案)について ○今後の予定について ○次回委員会の開催について	委員3名 指導機関1名 市関係課4名 事務局8名 以上16名
第6回検討委員会 令和2年12月21日(月) 13:00~15:30 安中市松井田支所2階 大会議室	○前回委員会で出された意見等の確認とその対応について ○整備基本計画書(案)について ○パブリックコメントの意見と市の考え方(案)について ○今後の予定について	委員5名 指導機関2名 市関係課4名 事務局8名 以上19名

表 1.2 庁内部長連絡会議 報告の経過

日時・会場	主な内容	出席者
第1回庁内部長連絡会議 平成31年3月25日(月) 8:30~9:00 安中市役所本庁203会議室	○経過・目的・スケジュールについて ○整備計画の目的、史資料調査の概要 ○現地調査の概要 ○課題の整理 ○委員会では出された意見	関係部等 15名
第2回庁内部長連絡会議 令和2年3月30日(月) 8:30~9:00 安中市役所本庁203会議室	○整備基本計画素案について	関係部等 15名

1.5 上位・関連計画との関係

本計画は、安中市の文化財保護施策や文化振興施策に係る上位計画の理念や基本方針並びに、本範囲の関係法令及びその計画にもとづき、歴史の道中山道碓氷峠越の整備のあり方を示すものである。

歴史の道中山道碓氷峠越をとりまく環境における上位・関連計画として、市の計画、市外の計画に大別して整理する。

(1) 歴史の道とは

「中山道碓氷峠越」は、これまでの「歴史の道」の調査・整備・活用事業の実績と蓄積を踏まえて、より一層「歴史の道」及び地域の文化財への国民の関心と理解を深めることを目的に、歴史の道百選(平成8年11月1日)に選ばれた歴史の道のひとつである。

この第1次選定では、主に明治時代まで活用された78か所の街道・運河を選定しており、令和元年10月29日には、追加選定を行い、現在は114か所となっている。県内では、4か所が選定されている(表1.3)。

二 選定の基準

- (一) 原則として、土道・石畳道・道形等が一定区間良好な状態で残っているものを選定する。
- (二) 他の地域との連続性を持っているものを選定する。
- (三) 単体または単独の交通遺跡は、選定の対象外とする。
- (四) 参詣道、信仰関係の道は、広域信仰圏(数か国規模)を有するもののみを選定する。
- (五) 原則として、現用の舗装道路は選定の対象外とするが、街道としての連続性を考慮する場合に限り含める。

表 1.3 県内の選定状況(一次選定)

	名称	都道府県	選定箇所	備考
20	佐渡路—三国街道	群馬県—新潟県	永井～三国峠(群馬県新治村～新潟県湯沢町)、二居峠越(湯沢町)、栃原峠越(大和町)、とび坂峠(川口町)	
21	清水越新道	群馬県—新潟県	湯檜曾～清水峠(群馬県水上町～新潟県塩沢町)～清水(塩沢町)	明治18年開通
22	中山道—碓氷峠越	群馬県—長野県	坂本宿～碓氷峠(群馬県松井田町)～追分宿(長野県軽井沢町)	
23	下仁田街道	群馬県	志賀峠越(下仁田町)～余地峠越(南牧村)	

（２）市の上位関連計画

市の上位関連計画として、「総合計画」「都市計画マスタープラン」「環境基本計画」をとりあげた。本計画に関連する内容を抽出した。

①第2次安中市総合計画（2018-2026）

最上位計画である「第2次安中市総合計画」では、次の2つの政策大綱が該当する。政策大綱ごとに施策をまとめると以下のとおりである。

まちの将来像「みんな元気で いきいき暮らせる 市民総働のまち あんなか」

政策大綱4 基本目標 生涯を通じて学び、人を育むまち

基本施策4-4 芸術・文化の振興

施策展開の方向2 文化財の適切な保全と活用を進めます

◆文化財の活用推進

◆文化財に関する情報提供と啓発

政策大綱5 基本目標 地域資源を活かした、にぎわいと活力のあるまち

基本施策5-4 観光の振興

施策展開の方向1 地域資源を磨き直し、観光振興につなげます

◆歴史的文化遗产観光ネットワークの再構築、

◆「安中ブランド」の創出（安政遠足侍マラソン大会等）

②安中市都市計画マスタープラン（H27年3月策定 2015-2034）

「安中市都市計画マスタープラン」では、本計画対象範囲は、「松井田地域」に位置している。この地域の基本方針等をまとめると以下のとおりである。

まちづくりの目標「豊かな自然と歴史文化を活かして、穏やかな暮らしを守るまち」

まちづくりの基本方針＜自然・歴史文化の資源を活かす広域観光交流の促進＞

中山道碓氷峠越えの区間は、「自然活用保全地」に位置付いている。

③安中市環境基本計画（2016-2025）

「安中市環境基本計画2016」では、望ましい環境像の実現にむけて、3つの環境づくりの方向と基本目標をまとめており、このなかで環境づくりの方向2が該当する。この環境づくりの方向と基本目標等をまとめると以下のとおりである。

・望ましい環境像「里山の恵みと歴史を活かし 環境文化を育むまち あんなか」

～里山や川の豊かな自然を活かし、みんなで創る持続可能なまち～

・環境づくりの方向2 里山・水・歴史が織りなす恵み豊かな快適なまち

・2-1【自然環境】自然や歴史とふれあい、育むまち

・項目別方針2-1-3 歴史的・文化的資源を保全します。

歴史的・文化的資源の保全（歴史と文化の香り高い旧中山道の街並みを整備します。）

歴史的・文化的資源の啓発（文化財の啓発を図るため、パンフレットや案内標識などを整備し、その有効活用に努めます。）

（3）市以外の関連計画

市以外の関連計画として、上信越高原国立公園 公園計画書、森林計画、平成8年度に策定された群馬県「歴史の道」整備活用総合計画があげられる。概要を以下に整理する。

①上信越高原国立公園（草津・万座・浅間地域）公園計画書

本場所とその周辺は、「浅間管理計画区」となっており、「保護規制計画」として、普通地域となっている。「利用施設計画」としては「歩道」に位置付けられている。

中部北陸自然歩道線（中部北陸自然歩道のうち、安中市刎石山から碓氷峠、旧軽井沢から峰の茶屋まで至る歩道である。）整備にあたっては、既存歩道を活用し、規模は、高山植物の保護、侵食防止のため必要最小限とする。

②森林計画

本場所とその周辺は、国有林と民有林となっており、各森林計画のなかでは、次のように位置づけられている。

国有林（地域管理経営計画^{※1} 西毛森林計画区）

水源かん養保安林
国有林の機能類型 「水源かん養タイプ」

※1 関東森林管理局、「第6次地域管理経営計画書（西毛森林計画区）」、計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

民有林（西毛地域森林計画書^{※2}）

172 林班 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林
170-1 林班 土砂流出防備保安林

※2 群馬県、「西毛地域森林計画書（西毛森林計画区）」、計画期間 令和2年4月1日～令和12年3月31日

③平成8年度 群馬県「歴史の道」整備活用総合計画

百選に選定された年（平成8年度）には、群馬県教育委員会で、古道等の交通関係遺跡と交通路周辺地域に残る文化財を総合的かつ体系的に把握する「歴史の道調査事業」を実施し、その結果を調査報告書としてとりまとめた。しかしながら、その後、これらの歴史的資産の継承に向けた整備や保存・活用にむけた本格的な事業化には至らず現在に至っている。該当箇所の整備等は以下のとおりである。

- ・中山道碓氷峠越は、3つの類型のなかの類型Ⅲ（峠越えの道）の区分に位置づけられている。（類型Ⅰは宿場の道、類型Ⅱは宿場間の道）
- ・主な整備項目として、「覗き→展望機能を持つ休憩施設」、「山中茶屋跡、刎石（はねいし）茶屋跡→茶屋復元」があげられる。

第2章 中山道碓氷峠越の歴史的・地理的環境について

本章では、史資料と絵図等から、歴史や往時の姿、本計画対象範囲を取り巻く環境の概要を整理する。

2.1 往時の中山道碓氷峠越

(1) 中山道碓氷峠越の歴史

中山道には慶長9年から現在に至るまで、約400年以上の歴史がある。

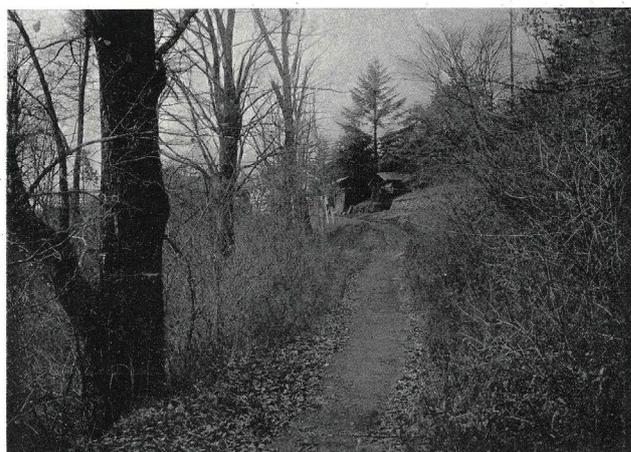
次ページの表2.1に年表を整理する。



況状の岨険路坂り寄町本坂（道古最）
（寫月一十年八和昭）



（寫月一十年八和昭）む望を面方町澤井輕りよ點岐分路道幸巡御下山持子（道舊）



（寫月一十年八和昭）む望を面方町澤井輕りよ口入町峠（道舊）

写真1.1 昭和8年当時の中山道の様子

出典：内務省東京土木出張所、「碓氷峠道路の今昔」、昭和9年

表 2.1 中山道の関連年表

年	西暦	全国、県のトピック	本地域のトピック
慶長9年	1604	中山道を改修し並木や一里塚がつくられる。	一里塚が新堀、五科、原、勿石、子持山、五か所に設けられる。
慶長19年	1614	井伊直勝、彦根より安中に移る。	直勝、碓氷の関（関長原）を警護する。
元和2年	1616	徳川家康没す。関東に関所を設ける。諸国御関所条目が出される。	碓氷関所の位置が検討される。
元和3年	1617	街道に宿駅が置かれる（中山道六十九次）。	松井田、坂本に宿場が定まる。
元和9年	1623	6月、将軍秀忠、嫡子家光、上洛し、7月、伏見城で家光が将軍宣下を受ける。	3月、碓氷関所が上横川に構築され、堂峰番所が設けられる。
万治2年	1659	五街道を総括する道中奉行が置かれる。	
寛文2年	1662		山中茶屋ができる *
元禄2年	1689	助郷制度ができる。	松井田、坂本宿に定助郷が置かれ、触書心得の達しがでる。
宝永6年	1709	貝原益軒、中山道を通る。	碓氷峠難所につき救米100俵支給される。
正徳5年	1715	中仙道の名称が中山道に改められる。	碓氷関所火災起こる。
宝暦6年	1756	岐蘇路安見絵図 *	
天明3年	1783	浅間山大噴火、各地で百姓一揆起こる。	降灰により大被害、物価高騰、碓氷郡内でも打ちこわし騒動起こる（安中一揆、二本松一揆）。坂本宿助郷へ給米願出される。
享和2年	1802	伊能忠敬、奥羽、越後を測量する。	忠敬、測量のため中山道を通る。
文化3年	1806	中山道分間延絵図*	
文政11年	1828		碓氷峠に人馬施行所できる*
安政元年	1854		人馬施行所休止へ*
安政2年	1855	江戸大地震。	安中城より碓氷峠熊野神社まで遠足行われる。
文久元年	1861	和宮親子内親王、将軍家茂と婚儀のため中山道を下向する。	和宮、坂本宿本陣泊、松井田宿小休する
明治2年	1869		碓氷関所が廃止される*
明治9年	1876		碓氷郡碓氷峠町志* 上野国碓氷郡坂本駅図*
明治10年	1877	中山道が「国道一等」に格付けされる。*	
明治11年	1878	明治天皇、北陸東海御巡幸。郡制施行される。	明治天皇、松井田に宿泊、五料、坂本、栗ヶ原、峠町で小休する。御巡幸道路が開通する。*
明治14年	1881		碓氷郡官林簿*
明治17年	1884	上野高崎間に鉄道開通する。明治天皇、高崎に行幸。	碓氷峠に新道が開通する。
明治26年	1893	信越線高崎直江津間全通する。	横川・軽井沢間アプト式を採用して開通する。碓氷馬車鉄道が廃止される。
明治44年	1911	浅間山が噴火する。	降灰により養蚕不作。
大正12年	1923	関東大震災、東京で40万戸焼ける。	妙義山国指定名勝となる。
昭和8年	1933		安中原市の杉並木天然記念物として国指定される。
昭和11年	1936		国道18号線完成*
昭和30年	1955	第一回原水禁世界大会、八ヶ町村合併による安中町が発足する。	・安政遠足「まらそん侍」としてラジオ放送と映画化される。 ・碓氷関所跡史跡に指定される。
昭和32年	1957		碓氷ダムが完成する。
昭和34年	1959	皇太子殿下（現上皇陛下）御成婚。	浅間山噴火。
昭和35年	1960	安保闘争起こる。NHKカラーテレビ放送を開始。	碓氷関所東門復元される。
昭和37年	1962	信越線高崎・横川間電化完成する。	
昭和38年	1963		国鉄碓氷新線開通しアプト式が廃止される。
昭和41年	1966		熊ノ平駅が廃止される
昭和46年	1971	沖縄返還協定調印。	碓氷バイパス開通する。
昭和50年	1975	天皇皇后両陛下訪米。エリザベス女王来日。	第一回「安政遠足」が実施される。 霧積ダム完成する。
平成8年	1996		歴史の道百選「中山道碓氷峠越」が選定。*

本地域のトピックのなかの「*」は、松井田町誌編さん委員会、「松井田町誌」、昭和60年12月、松井田町誌編さん委員会、郷土史年表以外の町誌の情報

(2) 中山道碓氷峠越の往時の姿（史資料、絵図から）

史資料、絵図から、往時の中山道碓氷峠越とその周辺の姿を整理した。

①史資料からの把握

A. 立地状況

- ・信濃と上野の国境にあたり、茶屋と熊野権現神社がある。
- ・名山図譜「碓氷嶺」には、峠の茶屋と中山道、中山道を歩く旅人が描かれている。茶屋の屋根には石が積まれており、山間部で風が強いことを想像させる。
- ・木曾街道六十九次之内絵図より、坂本宿からみえる勿石山は、大きく高くそびえて見えた様子が描かれている。ここからは妙義山、筑波、秩父の嶺をはじめ、坂東八か国の山々に二荒山、榛名山、赤城山などもみえる。
- ・古来から著名な戦場であった。
- ・鹿が多い。毛が真っ白で雪のような鹿がいたりする。
- ・寒さが厳しく、五穀は熟せず野菜も育たないほど。峠には霧が立ち込める。
- ・栗原平から左方に天狗岩、その向かいに榛名山、赤城山が連なって見える。
- ・紅葉狩りができる紅葉の名所。熊野神社から熊ノ平駅に至る道は「紅葉道」と呼ばれ、左右見渡す山の紅葉は壮観（計画対象範囲外）。
- ・峠を下る途中にススキが多い区間が半里ほどある。
- ・地蔵岩の後ろに見える妙義山、険しい黒い岩が切り立つ。

B. 道中の場所について

- ・勿石坂：石が多い難所、坂本宿方面に下った東の方。東へ向かう下り坂を下った先へのぞき茶屋があり、これより下り十八町の坂道が険しく通過が困難。峠を坂本宿方面に下ったあたりに大石を切り開いて道を通したという坂がある。近くに休憩できる立場（勿石茶屋）がある。この茶屋の庭には、八重桜が咲いている。
- ・三枚石：難所、道が狭く、馬で行くのも難しい。
- ・堀切：かんば坂を過ぎた先にある深い谷に道が一筋続く場所。一方は山高く、一方は非常に深い谷で見るとつらい険しいところである。岩を切り開いた道であるため、雨で滑りやすく歩きにくい。
- ・山中坂：山中村にあり、餅を売る茶屋（山中の茶屋）がある、桃の花が多い。山中茶屋の奥に地蔵堂がある。
- ・ひじり沢～から沢：長い坂、立場の茶屋あり。
- ・施行所：文政 11（1828）年にできた施行所は、安政 5（1858）年の須藤登喜江家資料中山道絵図には描かれている。

表2.2 対象とした史資料

年代	史料名	分類
1654	承応3年 東山道日記	紀行文
1749	寛延2年 己巳紀行(きしきこう)	紀行文
1753	宝暦3年 千曲之真砂	紀行文
1773	安永2年 信濃地名考	紀行文
1802	享和2年 壬戌紀行(じんじゅつきこう)	紀行文
1805	文化2年 木曾路名所図会	紀行文
1805	文化2年 木曾路名所図会	紀行文
1805	文化2年 木曾の道の記	紀行文
1822	文政5年 金井忠兵衛旅日記	紀行文
1843	天保14年 善光寺道名所図会	紀行文
1902	明治35年 信濃名勝地誌	紀行文
1923	大正12年 碓氷郡志	文書
1924	大正13年 鉄道旅行案内	絵図

- ・山のなかには鹿が多い。【信濃地名考】
- ・碓氷峠の山中には鹿が多い。寒さが厳しく、五穀は熟せず野菜もない。【善光寺道名所図会】
- ・中尾という谷合の紅葉は近国無双の景観、紅葉はよく歌に詠まれている。【千曲之真砂】
- ・碓氷の坂の上には東国すべてが眼下に見える絶景で、上杉景勝の堀切、作り道、釜場などを過ぎると山中の茶屋がある。長坂をのぼると二王堂があり、それより嶺の茶屋に至ると、杓子が売れるために杓子町と呼ばれるところがある。【碓氷郡志】
- ・熊野神社から熊ノ平に至る道は紅葉道と呼ばれ、約一里半ほどは左右見渡す山は紅葉で壮観。名物は力餅【鉄道旅行案内】

- ・碓氷峠には茶屋がある。冬～春は雪深い。茶屋の右には熊野権現神社がある。ここは、上野と信濃の境である。【東路記己巳紀行】
- ・熊野神社の頂上にある熊野神社から熊ノ平に至る道は紅葉道と呼ばれ、約一里半ほどは左右見渡す山は紅葉で壮観。名物は力餅【鉄道旅行案内】

- ・左の山際には二王堂があり、古い金剛力士像が設置されている。ここは信濃と上毛野の境にあたる。【壬戌紀行】

- ・山中村は、桃の花多くして【木曾の道の記】

- ・山中坂を上ると賑やかな餅を売る立場がある。【壬戌紀行】

- ・入道くぼを過ぎ、くりから平に入り、左方をみると天狗岩がある。その向かいに榛名山があり、赤城山も連なって見える。【壬戌紀行】

- ・碓氷峠には、みねの茶屋、山中の茶屋がある。【金井忠兵衛旅日記】
- ・峠を下り半里の間はススキが多い。【鉄道旅行案内】
- ・峠には茶屋がある。峠を坂本宿方面へ下ると、半里ほどは難所ではない。【東山道日記】

- ・熊野権現社：碓氷峠の町にある。鳥居、拝殿、神楽殿、石階がある。ここより少し東の方に二王堂あり。
- ・信濃上野国堺：熊野権現の前に標杭あり。【木曾路名所図会】

- ・碓氷峠は笛吹峠ともいう。上野国碓氷郡にある峠で、古来から著名な戦場である。【信濃名勝地誌】

- ・碓氷峠をのぼる途中、ひじり沢から、から沢へは長い坂がある。立場の茶屋もある。【壬戌紀行】



- ・碓氷茶屋の庭に八重桜の薄紅が咲いている。【木曾の道の記】

- ・坂本宿から碓氷峠をのぼると、左手に名所ではないが、入合の滝がある。【東路記己巳紀行】

- ・下っていくと番所がある。東の方に剗石という場所がある。【東山道日記】

- ・はんね石というところには石が多い。【壬戌紀行】

- ・剗石坂：東へ向かう下り坂、下った先にのぞき茶屋あり。これより下り十八町は坂道が険しく通過が困難である【木曾路名所図会】

- ・碓氷峠の下に長く突き出た山があり、「般若石坂」という石が多い坂がある。【東路記己巳紀行】 はねいし

坂本宿へ

図2.1 史資料から読み取れる中山道の状況のまとめ

②絵図からの把握

絵や、歴史的資産を文字で表現されており、往時を伝える内容が多く含まれている。本範囲を整備するうえで、重要な絵図（図2.2～図2.10）を掲載し、その絵図の特徴を整理する。現状との比較は、「第3章 中山道碓氷峠越の現状と課題」を参考とする。

<道筋に関する絵図>

- ・伊能大図・・・当時の測量精度で描かれているが、実測図であるために、道の曲がり方などは往時の中山道の姿を現している。碓氷峠村、山中、羽根石の文字もみられる。
- ・上野國碓氷郡坂本驛図・・・明治9（1876）年に作成された図で、明治の大合併前（明治21年）のものである。この公図のほか、地籍ごとの公図もあり、道の形や道幅の記述が参考となる。
- ・分間延絵図・・・江戸幕府が中山道の状況を把握するために、道中奉行に命じて作成した詳細な絵地図。絵図には、問屋、本陣、脇本陣、寺社、一里塚、道標、橋、高札なども描かれている。宿村大概帳の記述を重ね合わせたものを17～18ページにまとめる。
- ・碓氷郡官林簿・・・明治14-15年に作成され、群馬県行政文書のひとつで、国の重要文化財に指定されている。国有林を管理するための図面として、道筋が描かれている。

<道沿いの資産に関する絵図>

- ・岐蘇路安見絵図・・・見開きにして一宿の道中の様子を絵図としてまとめたもので、川や橋、一里塚や遠くに見える山の名前、名物まで紹介している当時のガイドブックである。坂本宿の絵図が、中山道碓氷峠越の範囲となっている。
- ・東都道中分間絵図・・・作者は鈴木魚都里（上越高田藩々士）で、道の形、道沿いから見える良好な眺望地点の位置（妙義山や榛名山、坂本宿）などが書かれている。
- ・須藤登喜江家資料中山道絵図・・・この絵図は、長坂分岐から山中茶屋までの絵図であり、カラ沢、施行場、長坂分岐近くの八崎掛橋が表現されている。
- ・無款（溪斎英泉）「木曾海道六拾九次之内 坂本」・・・浮世絵木版画の連作のひとつの絵図（18番目坂本）である。坂本の宿場町と高くそびえる剝石山が描かれている。

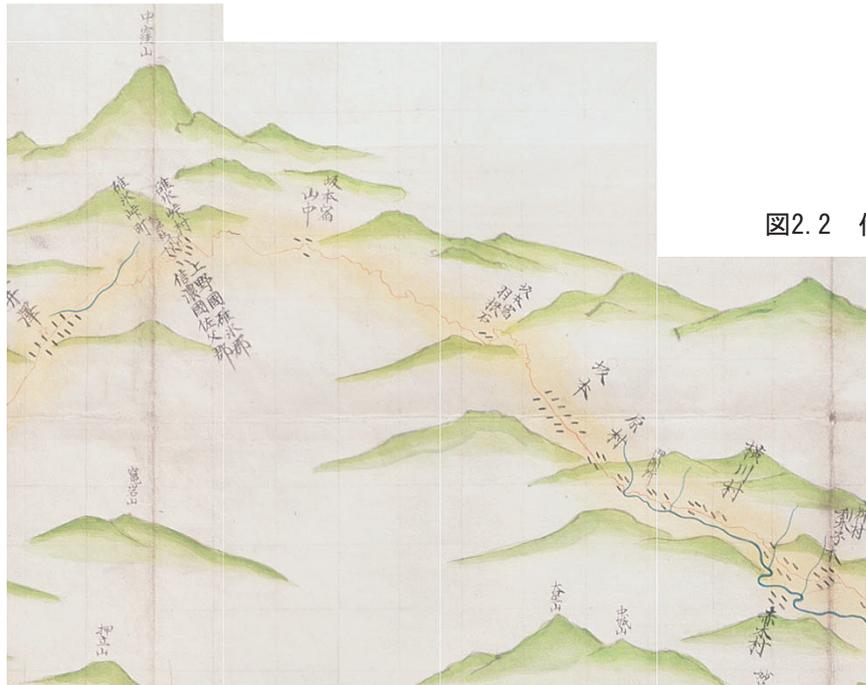


図2.2 伊能大図

- ・中山道付近は、信越道沿岸における第3次測量（1802）に作成される。
- ・この図は伊能大図の第95号「信濃」「上田」「上野」「安中」「碓氷峠」にあたる。
- ・大きさは、104.5cm縦×175.5cm横 出典：国土地理院、「国土地理院ウェブサイト 古地図コレクション ホームページ 伊能図」、<https://kochizu.gsi.go.jp/inouzu>

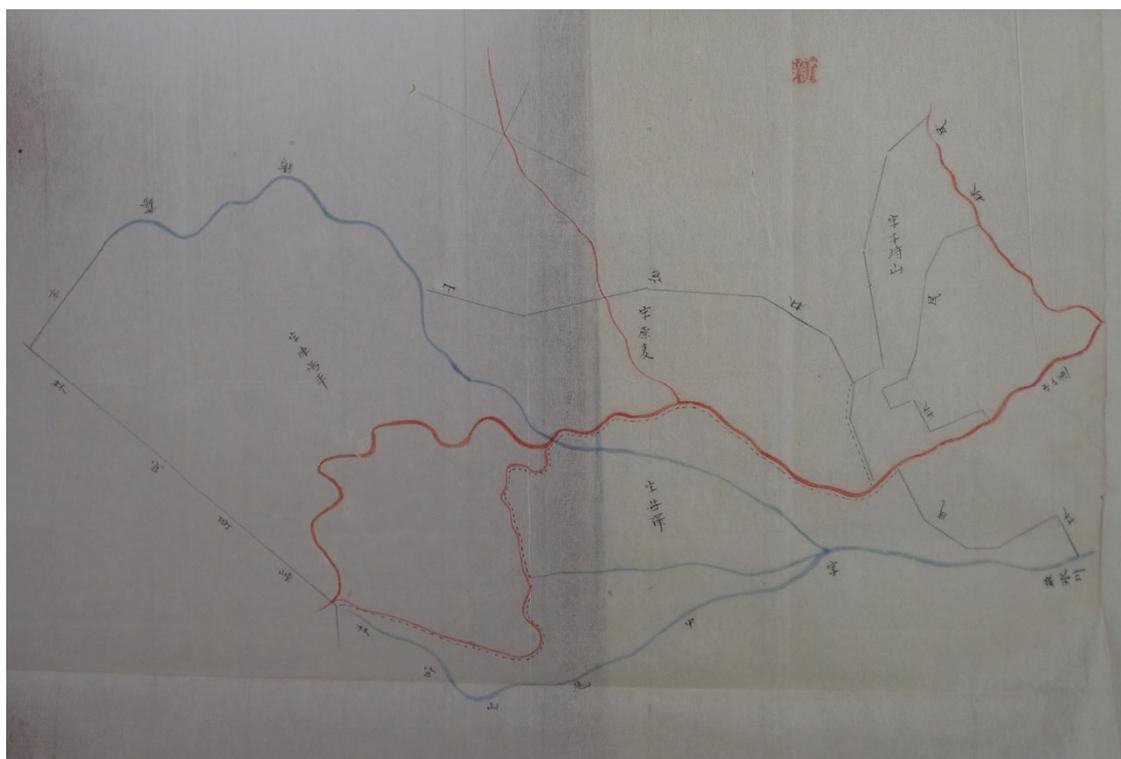


図2.3 上野国碓氷郡坂本村陣場原・笹沢・原麦・子持山の図

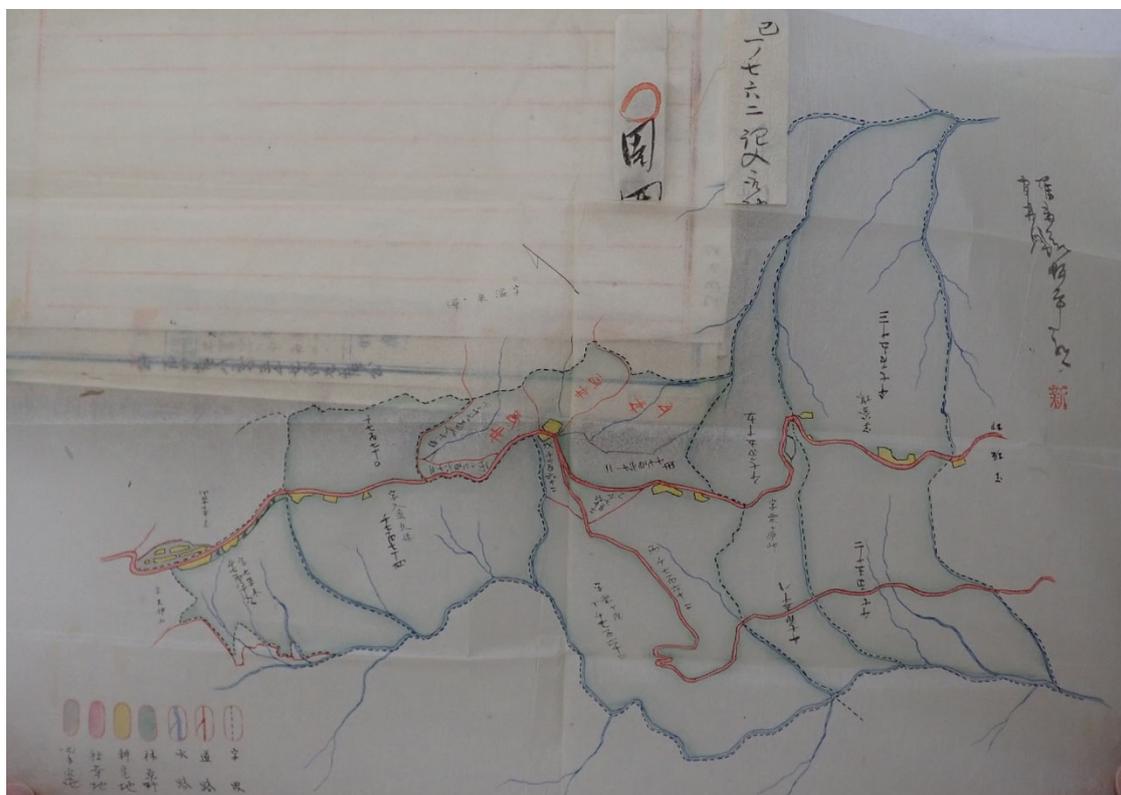
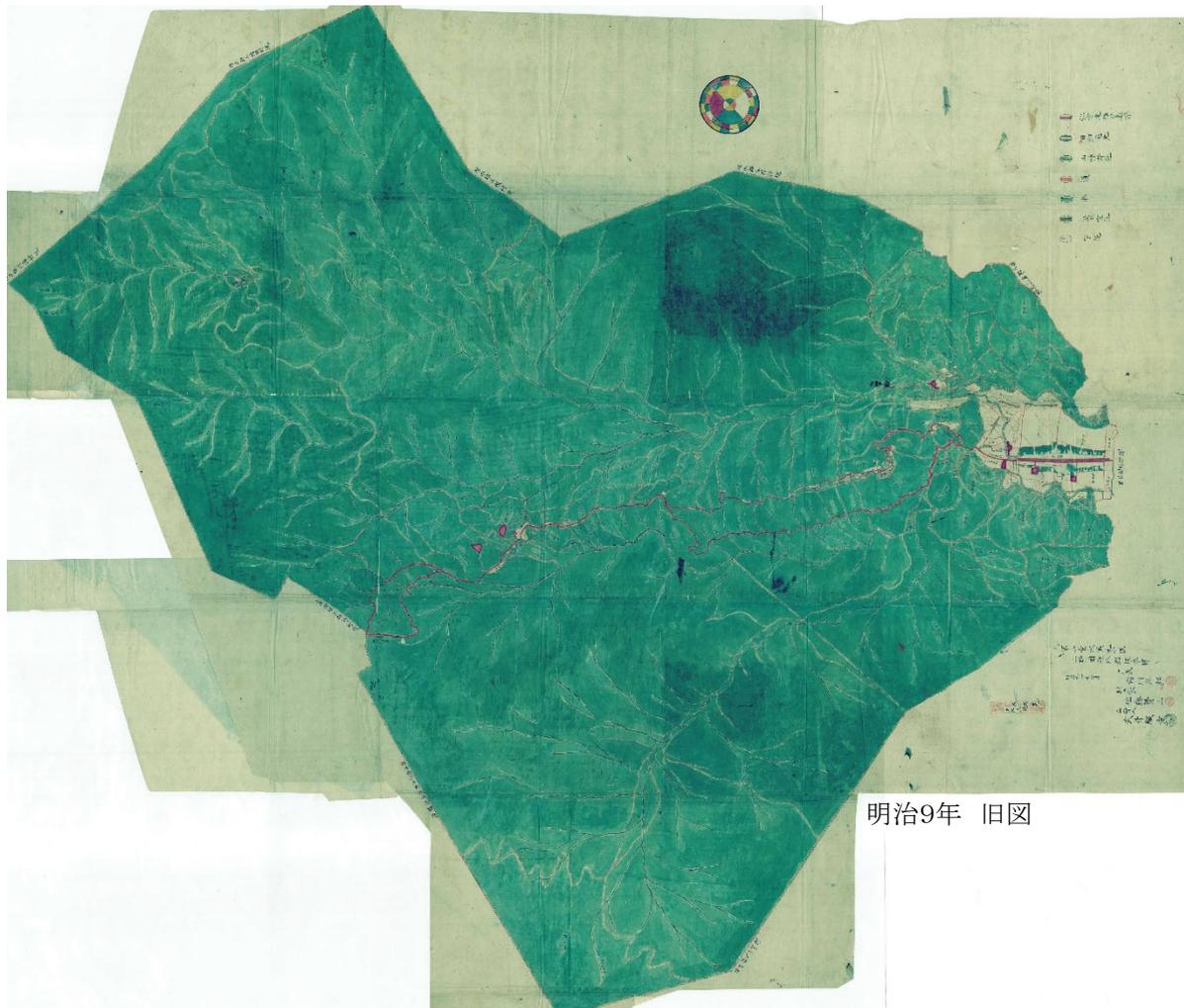


図2.4 上野国碓氷郡坂本村堀切・釜場・栗ヶ原岬の図

出典：群馬県行政文書、「官林簿」、明治14-15年、国指定重要文化財



明治9年 旧図

図2.5 上野國碓氷郡坂本驛図（明治9（1876）年12月）

出典：安中市所蔵

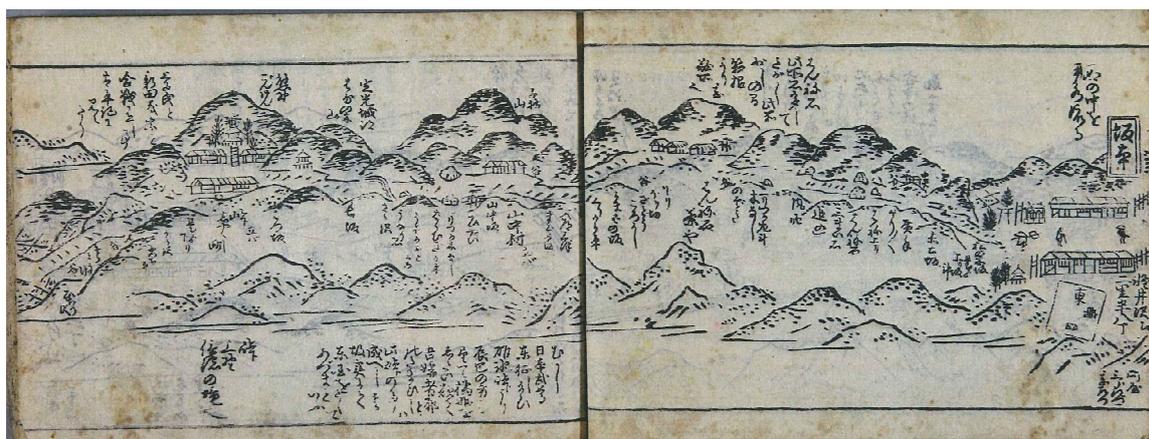


図2.6 岐蘇路安見絵図（宝暦6（1756）年）

出典：安中市教育委員会所蔵



図2.7 東都道中分間絵図（文化7（1810）年） 出典：鈴木魚都里、「復刻北国街道分間絵図中巻」、平成10年11月、郷土出版社



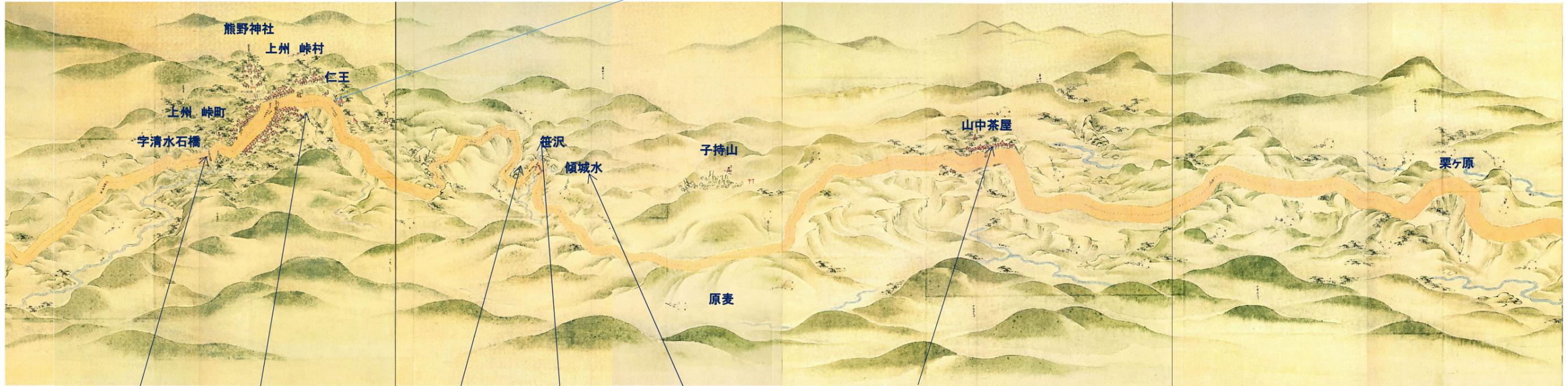
図2.8 須藤登喜江家資料中山道絵図（安政5（1858）年） 出典：安中市教育委員会所蔵



図2.9 坂本宿の絵図（無款（溪斎英泉）「木曾海道六拾九次之内 坂本」（天保6～7（1835-36）年）） 出典：中山道広重美術館所蔵

・分間延絵図（1806）と宿村大概帳の関係は様々な説があるが、ここでは、分間延絵図内に、宿村大概帳の記述を重ね合わせた。

⑨原村境より碓氷峠仁王下まで 往還長5343間(6314.45m) 道幅 5間より6間まで(9.1~10.9m)



⑩自普請を行う。
水抜西出口か
石橋 長さ4尺2寸 9尺

⑳碓氷峠に上州・信州国境傍示杭あり。
碓氷峠右之方は、熊野神社 左の方に国
境の杭あり。

⑲峠の内、字笹沢
御免永代人馬施行

⑪自普請を行う。
字笹沢 石橋 長さ7尺
(2.1m) 横1丈(3m)

⑫自普請を行う。
字傾城水 土橋 長さ5尺
(1.5m) 横7尺(2.12m)

⑯此の宿より軽井沢宿までに立場 2箇所。
同宿地先 碓氷峠地内字 山中
坂本宿に1里28町(6981.84m)
軽井沢宿に1里6町27間(4613.75m)

⑮此の宿より軽井沢宿までに立場 2箇所。
坂本宿地先 碓氷峠村地内字 羽根石
坂本宿に24町(2618.1816m)
軽井沢宿に2里1町27間(7995.6m)

⑭碓氷御関所遠見番所 1箇所、碓氷峠坂字松
木坂上にあり、堂峰番所

⑬自普請を行う。
字樋口 石橋 長さ5尺 横8尺

宿村大概帳からこの区間の全体的特徴を整理
①此の宿より軽井沢宿までの往還並木なし
②此の宿より軽井沢宿までの一里塚なし
③此の宿入口 南の方地境に杭1箇所あり。
④此の宿 一躰 山坂多し、
⑤尤左右見渡すと、山々が多い。
⑥脇道なし、田畑耕地に出る小道多し、
⑦此の宿より、軽井沢宿までの間、最寄りの御林はない
⑧坂本宿往還通道・橋・樋類・川除等御普請所・自普請所



⑰中尾山入道一箇所あり。

⑱此の宿 往還通両側町並みにて、そのほか並
木敷地なし。

図2.10 対象計画区間の分間延絵図
(宿村大概帳の記述と重ね合わせ)

出典：東京国立博物館所蔵、「中山道分間延絵図 第六巻」、昭和54年5月、東京美術

(3) 道の管理等について

中山道の道の管理について整理した。

①中山道の管理

本計画対象範囲を示した道の管理の史資料収集は、今後の課題であるが、中山道全体に関する記述をもとに、道の管理を整理する。

- ・東海道に次いで伝馬制を実施（慶長7（1602）年）
- ・常備人馬数：50人50疋（ひき）（寛文5（1665）年の規定以来）一時にそれ以上の人馬が必要な時には一宿だけで供給することができなかつたので、付近の村々から人馬を借りた（助郷制度（元禄7（1694）年））。
- ・人馬の継立は、宿として重要な業務であり、公用の運輸が円滑に行われることが要求された。宿による輸送は原則として次の宿まで行って、宿ごとに付け替える。
- ・継立の人馬には、賃金を支払うものと支払わないものがあった。賃金を支払わないものの3種とは、「將軍の朱印状によるもの」、「老中・京都所司代・大阪城代・駿府城代・勘定奉行・道中奉行等の証文によるもの」、「道中奉行の触書の伝達その他の公用にて無賃のもの」である。
- ・御定賃金は時代によって変化しているが、正徳元（1711）年に定められたものがその後の基準となっている。『五駅便覧』に収められている駄賃附は次のとおり。

上野碓氷 坂本宿から軽井沢宿 （2里半 16丁 27間）

本符 181文 荷なし 121文 人足 89文

（出典：児玉幸多、「近世交通史の研究」、昭和61年、筑摩書房）

- ・宿村大概帳には、橋は自普請を行うという記述がみられる。

②中山道に平行して上州に入る通路

中山道の周りの道は、中山道碓氷峠ほど急坂でないことから、旅人の往来よりは物資の輸送路として利用されていた道と考えられる。以下にその道を整理した。

- ・以下の諸通路が物資の輸送路として利用されてきた道である。
 - ①入山峠を越えて、上州の入山村に出て、横川方面に達する入山道
 - ②和美峠を越えて、初鳥谷（はつとや）、下仁田、富岡へ行く下仁田道（姫街道）
 - ③香坂峠を越えて、初鳥谷（はつとや）・下仁田に出る日陰新道
 - ④内山峠を越えて、下仁田に出て富岡・倉賀野に行く内山通り（また富岡街道）
- ・宿駅制度は、公務を課せられており、その負担を商品の輸送や旅客の宿泊によって償おうとしたが、運賃や時間を要した。そこで、迅速に低廉に送ることができる上記のような道が利用された。この輸送に従事するものは、農間にかせぐ牛士や、馬士が多いが、中馬も含まれていた。

（出典：児玉幸多、「近世交通史の研究」、昭和61年、筑摩書房 / 今井幹夫、「姫街道と西牧関所」、「群馬歴史散歩 第183号」、平成16年、群馬県歴史散歩の会、p.12~20）

(4) 浅間山の噴火について

①噴火の概要

天明3(1783)年の浅間山噴火の溶岩や泥流は、浅間山から北方から東へと流れており、当該中山道には火山噴出物(軽石、火山灰など)による被災の範囲に含まれている(図2.11)。

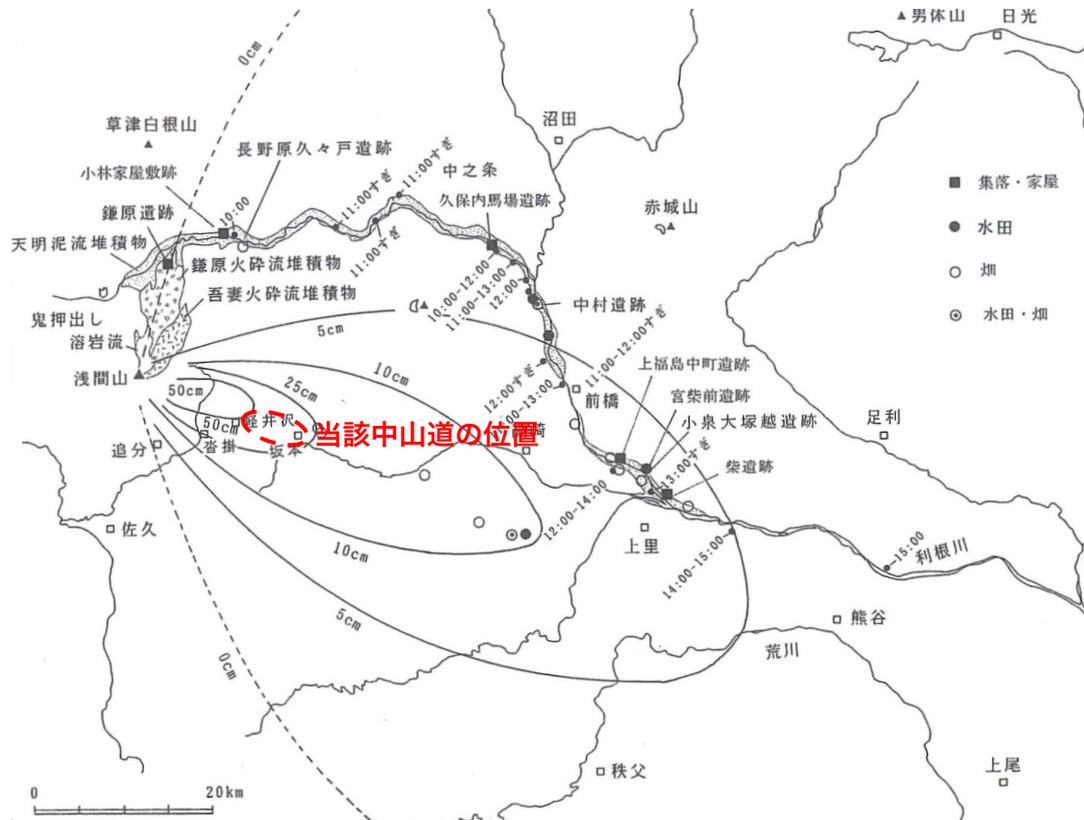


図 2.11 浅間火山 噴火の噴出物・火山泥流・代表的被災遺跡の分布図

※時刻：火山泥流(天明泥流)の到達時刻(8月5日)

※円状の実線と数値は噴火活動で放出された「浅間A軽石」と呼ばれる降下テフラ層(火山灰、軽石などの層)が地層の中で確認できる範囲とその厚さ

出典：高崎市等広域市町村圏振興整備組合立かみつけ里博物館、「第16回特別展 最新の遺跡発掘調査からみた江戸時代、浅間山大噴火。」、平成19年10月、p.48

②浅間山噴火後の中山道の通行

噴火後、中山道は通行不能で、前述した入山道など別ルートで移動した史料がみられる。以下にその内容記述を整理する。

- 西牧関所で、浅間の噴火で通行不能であるため、関所を通過してよいかという嘆願書もみられる(天明・浅間焼 文書、天明3卯年7月より)。
- 天明3(1783)年7月8日浅間山爆発、降灰作物全滅、米1升250文・天候不順で作物実らず、碓氷峠の中山道は浅間砂で通行不能・和美峠を通り、本宿にぬける姫街道や恩賀越えをする人馬が多くなった。(出典：佐藤義一、「恩賀村と郷倉」、「宇須比 第6号」、昭和53年、松井田文化会、p.2~5)
- 天明3年 中山道倉賀野宿ほか五カ村、入山道の往來を道中奉行に願ひ出る(群馬県史編さん委員会、「群馬県史10巻」、昭和53年、倉賀野宿は群馬県高崎市倉賀野町にある)

2.2 中山道碓氷峠越を取り巻く環境の概要

本章では、「歴史の道中山道碓氷峠越」を取り巻く環境について整理する。

(1) 自然環境

①地形・地質

- ・碓氷峠の熊野神社前の道路で標高 1,196.95m、カーブ 9 (C 9) あたりで、標高は 512.26 m となっており、その標高差約 685m である。特に刃石坂は碓氷峠越えで最も急勾配の難所であり、カーブ 9 (C 9) から覗きまでは、平均勾配 18.6% 程度の急傾斜となっている。刃石坂には、溶岩が冷え固まる際にできる柱状節理の露頭がある。刃石坂から上り地蔵・下り地蔵の分岐を通り、刃石茶屋跡付近までは坂が続くが、この茶屋からは、比較的緩傾斜の尾根沿いの道となる。堀切では道の幅員が狭くなったり、座頭転がしでは、急傾斜の道となったり変化があるが、大部分、尾根沿いの道である。山中茶屋跡付近までいくと、道沿いに別荘開発された跡地があり、ここから、子持山までの間は谷沿いの道となる。子持山から西へいく道筋は、谷沿いの道となる。人馬施行所までは高低差もさほどないが、人馬施行所から熊野神社までは、高低差 130m の急斜面で、上州側最後の難所である。
- ・本範囲は、浅間山の長い間の噴火によって堆積した火山灰や軽石に被われている地域にあり、軽石は極めてもろく、侵食されやすい。中山道の道筋は、表層地質図によると、更新世・鼻曲層の溶岩および凝灰角礫岩（火山灰を主体とし、火山岩塊や火山礫を含む岩石）の分布上にある。凝灰角礫岩の凝結度は悪く、表面は風化して崩れやすくなっていることが多い。なお、碓氷峠・熊野神社の北方にあった「鼻曲火山」から南東に向かって溶岩が流出したが、その溶岩は黒く緻密であり、侵食されにくいため、溶岩が流れた跡（堆積面）が幅広い尾根として残っている。

②降水量

- ・松井田地域は、それほど厳しい気候でなく、積雪は少なく、夏季の降雨量は多く、しのぎやすい地域である。しかし、県境の峠町は標高 1000m を超え、夏は降雨や霧が多く、冬は寒さも厳しく、積雪も多く山地の気候である。

（出典：松井田町誌編さん委員会、「松井田町誌」、昭和 60 年 12 月、松井田町誌編さん委員会、p.13）

- ・計画対象範囲に近い観測所である一の字山で、2000～2008 年までの月別降水量は、最大 566mm/月（2007 年 9 月）である（図 2.12）。

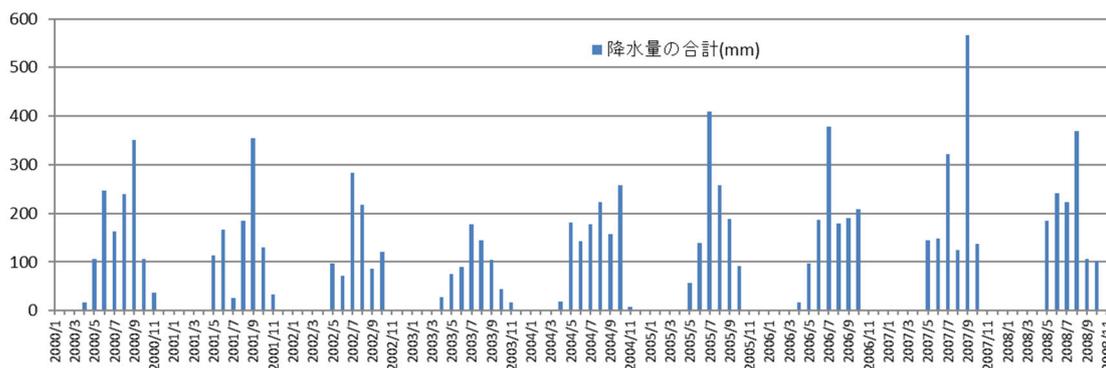


図 2.12 月別降水量（2000～2008）

③動植物

- ・植生図（自然環境保全基礎調査 S56 発行）をみると、本範囲の大部分がクリーミズナラ群落、一部カラマツ植林、スギ・ヒノキ植林となっている。国有林野施業実施計画図をみると、熊野神社側は針葉樹の人工林となっており、山中茶屋から堀切付近は、80年以上の広葉樹林（天然林）となっている。
- ・本地域は、動物にとっては絶好の生息地で、ツキノワグマの生息環境としても優れている。（出典：松井田町誌編さん委員会、「松井田町誌」、昭和60年12月、松井田町誌編さん委員会、p.66を抜粋）また、現地調査中、カモシカを確認できた。
- ・近年では、ヤマビルが発生しており、中山道碓氷峠越を歩く際は注意が必要である。

（2）社会環境

①法規制

- ・森林法（国有林、民有林）：山中茶屋跡、栗ヶ原、剝石茶屋跡一帯は民有林、それ以外は国有林が占めている（図2.13）。
- ・自然公園法：上信越高原国立公園（草津・万座・浅間地域）区域内、普通地域に指定されている。本範囲は歩道となっている。
- ・土砂災害防止法：熊野神社を越えて、長坂分岐までの付近が、「急傾斜地崩壊危険箇所」に指定されている。
- ・文化財：安中市教育委員会、「安中市遺跡分布地図」、平成23年3月、安中市教育委員会によると、遺跡として、笹沢施行所（近世）、山中茶屋（近世）、剝石茶屋（近世）、堂峰番所（近世）、大道寺堀切（中世）、碓氷城（中世、近世）の6箇所がある。

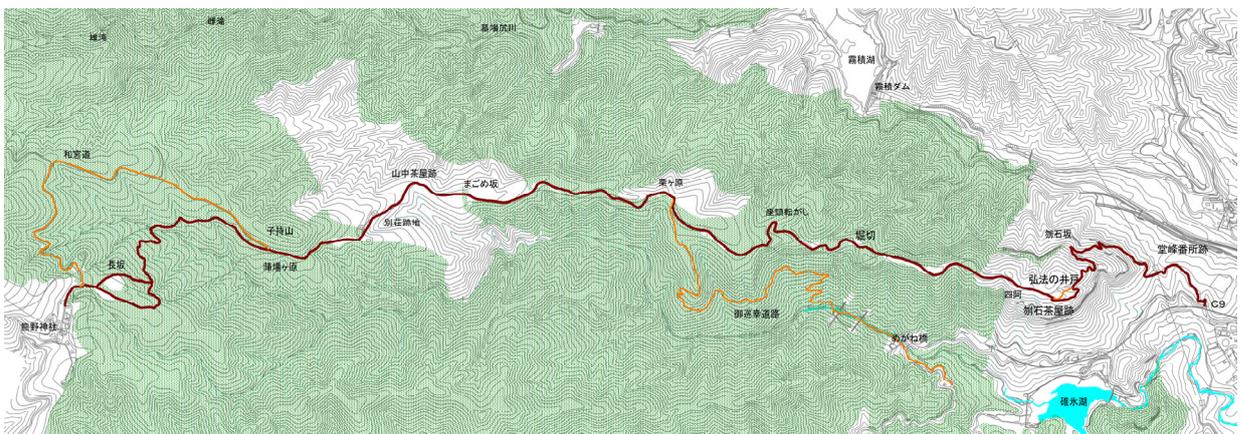


図 2.13 計画対象範囲の国有林分布図

■ 国有林、着色以外は民有林
 — 計画対象路線

出典：林野庁業務資料を一部引用して作成

②観光の利活用

- ・本範囲では、毎年5月に安政遠足侍マラソン大会が開催される（図2.14）。令和2年度で第46回を数える。カーブ9（C9）から子持山分岐、和宮道を通るルート（峠コース28.97km）で、毎年1,800名の参加者がいる。
- ・中山道碓氷峠越付近にある主な観光地である「碓氷峠鉄道文化むら」「峠の湯」には約12万人、「アプトの道」には約25万人が昨年度訪れている（表2.3）。近年においては全体的にやや減少傾向である。「アプトの道」は、開設時に比べて、増加した状況で近年は維持されている。
- ・温泉関連施設は、維持または微減傾向である。平成27年12月にリニューアルオープンした峠の湯は、平成17年度の60～80%まで客数を回復してきている。
- ・外国人の人数は、磯部温泉でH29.5～H30.5の間で461人（すべて台湾人）である。なお、他施設では外国人のカウントはしていない。



図2.14 安政遠足（侍マラソン大会）コース図 出典：安中市ホームページ

表2.3 主な観光施設等の利用者数の推移

観光施設等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
秋間梅林	275,000	280,200	250,000	255,000	257,000	195,000	140,000	310,000	175,000	210,000	171,580	197,500	210,883
磯部温泉	215,470	227,623	217,150	222,220	216,538	212,628	201,440	191,436	178,470	205,626	195,491	166,189	154,588
恵みの湯	229,099	216,313	213,278	213,905	210,316	187,274	209,493	207,041	227,970	229,482	217,754	203,089	211,396
峠の湯	187,046	193,695	185,022	173,563	171,615	157,675	169,323	166,453	50,586		56,781	138,983	125,766
碓氷峠鉄道文化むら	201,072	191,473	193,941	183,857	175,870	148,662	170,338	163,385	145,488	140,792	146,967	132,724	124,771
アプトの道				210,000	207,840	189,240	303,445	296,404	268,418	274,890	267,798	225,500	248,250

観光施設等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
秋間梅林	100.0%	101.9%	90.9%	92.7%	93.5%	70.9%	50.9%	112.7%	63.6%	76.4%	62.4%	71.8%	76.7%
磯部温泉	100.0%	105.6%	100.8%	103.1%	100.5%	98.7%	93.5%	88.8%	82.8%	95.4%	90.7%	77.1%	71.7%
恵みの湯	100.0%	94.4%	93.1%	93.4%	91.8%	81.7%	91.4%	90.4%	99.5%	100.2%	95.0%	88.6%	92.3%
峠の湯	100.0%	103.6%	98.9%	92.8%	91.8%	84.3%	90.5%	89.0%	27.0%		30.4%	74.3%	67.2%
碓氷峠鉄道文化むら	100.0%	95.2%	96.5%	91.4%	87.5%	73.9%	84.7%	81.3%	72.4%	70.0%	73.1%	66.0%	62.1%
アプトの道				100.0%	99.0%	90.1%	144.5%	141.1%	127.8%	130.9%	127.5%	107.4%	118.2%

※%はH17年度に対する比率

第3章 中山道碓氷峠越の現状と課題

本章では、中山道碓氷峠越の道筋を史資料と絵図等により分析したうえで、その道の現状を現地調査（道沿いの資源の分布状況、工作物の状況等）で確認し、道を後世に継承していくための課題を整理する。

3.1 中山道碓氷峠越の現状

(1) 道筋の現状について

中山道碓氷峠越は、現在、大部分が市道認定をうけており、市土木課で管理している。また接続する和宮道は市土木課で、御巡幸道路は市観光課で管理している。

①道形の分析

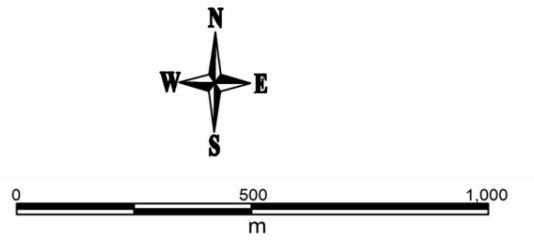
「分間延絵図」、「碓氷郡官林簿」、「伊能大図」、「旧図」の絵図等の道筋と現在（実測ルート）の道筋を比較する方法で分析を行った（図3.1）。その結果、実測ルートがほぼ、中山道の道筋であることがわかった。【次ページ図3.2参照：（黒線が中山道の道筋）】

なお、後述するトレンチ（遺構）調査によると、往時の道の硬化面は経年の雨水による土壌侵食により、確認できなかったが、上記の史資料で比べる限り、現在の実測ルートが往時の中山道であることがほぼ特定された。

なお、ルートの特定が不明な箇所は、別荘跡地の区間（青色の線、道の改変のため、道筋が、変化している）の1箇所のみである。この特定は、引き続き調査を行っていく必要がある。



図3.1 道筋の分析の方法（7分割して、それぞれ比較した。次ページ参照）



地形図の出典：松井田町、「松井田町地形図3.6.7」、平成4年、国際航業株式会社調製

- 凡例**
- : 中山道の道筋
 - : 不明の道
 - : 和宮道、御巡幸道路
 - : 沢

表3.1 道筋と道幅の特徴

図上番号	道筋(現在のルートと比較して)	道幅(旧図に記述)	その他
1-1	・旧図、官林簿と比べ、大きな変化はみられない。 ・長坂のほかに、現在の和宮道でない道も確認できる。	・記述なし ・碓氷峠町誌では、道幅二間の記述あり。	・官林簿では、笹沢付近から分岐した道が太く表現されている。 ・長坂は、分間延絵図のみ、「近道」とし表示がある。
1-2	旧図と比べ、道筋が直線的でない。(蛇行している)	中山道: 四間 近道: 四間	・和宮道と中山道の分岐は、現在の道と旧図を比べると、西側となっている。
1-3	旧図と比べ、一部を除き、道筋に大きな変化はみられない。	中山道: 四間 周辺枝道: 三尺~九尺	・別荘地開発で道を改変しているため、道筋の変化が考えられる。
1-4	・旧図と比較し、道筋に大きな変化はみられない。 ・官林簿では、道の蛇行の数が多い。	中山道: 四間 周辺枝道: 六尺~九尺	・官林簿では、御巡幸道路が中山道。 ・中山道と考えられる道は御巡幸道路より細い道となっている。
1-5	・堀切東側の道筋が変化している。(旧図ではカーブしているが、現在、分間延絵図では直線的になっている。)	中山道: 四間 周辺枝道: 六尺	・官林簿では、御巡幸道路が中山道。 ・中山道と考えられる道は御巡幸道路より細い道となっている。
1-6	・旧図と比べ、道筋が変化している。(旧図ではカーブしている部分が、現在はカーブしていない。)	中山道: 四間 周辺枝道: 三尺~六尺	・「字刎石」の旧図では、中山道の道幅の記述がない。
1-7	・旧図と比較し、道筋に大きな変化はみられない。	中山道: 四間 周辺枝道: 六尺~二間	官林簿の図面はなし。 鉄塔は、S63~H4の間に建設

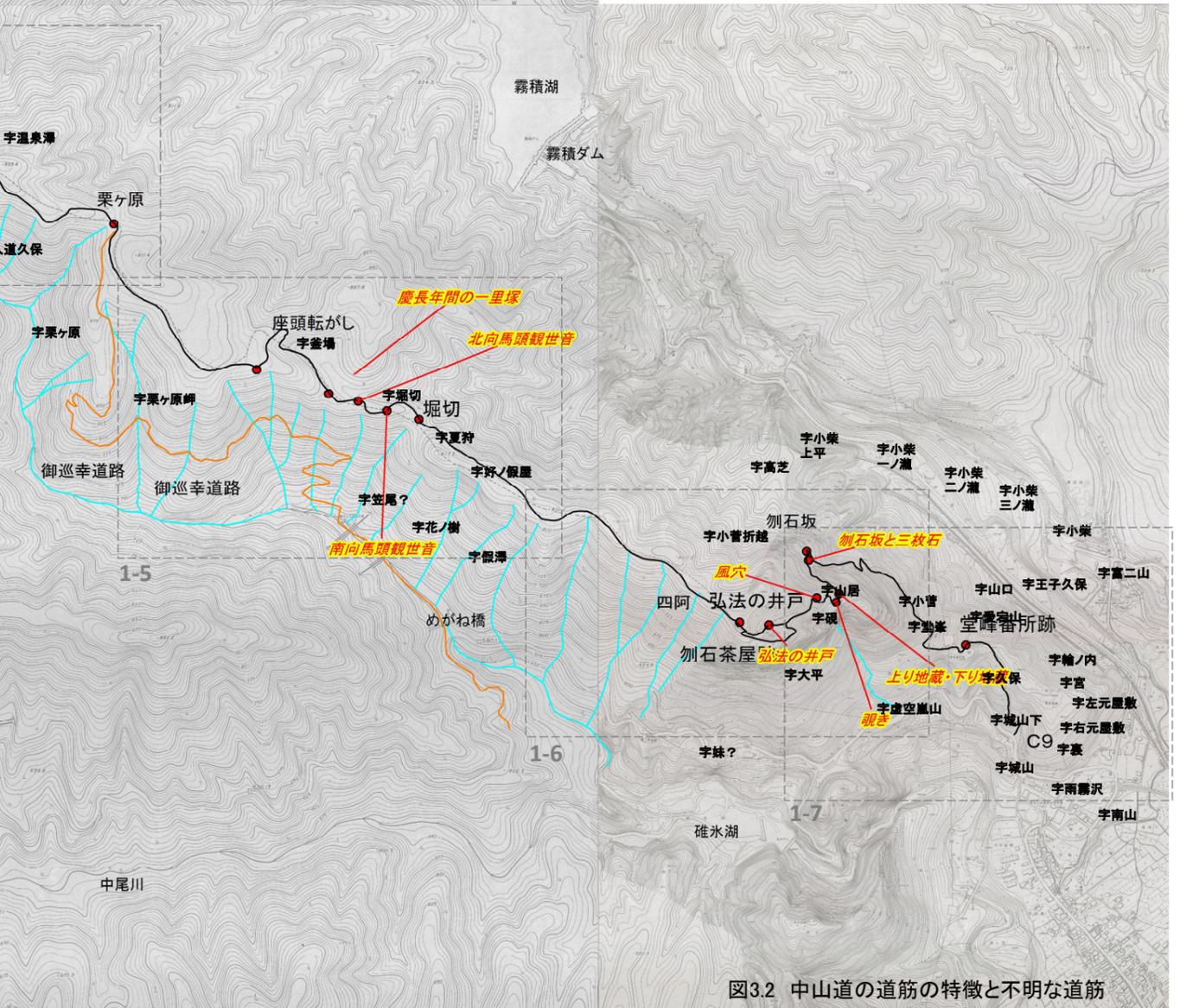


図3.2 中山道の道筋の特徴と不明な道筋

② トレンチ調査

トレンチ調査は、平成30年度に2か所、令和元年度に3か所実施した。位置図は図3.3のとおりである。トレンチ調査からは、往時の中山道に関する遺構は確認できなかった。かなり大がかりな侵食やこれまでの開発等で削平されており、現地においては、道形に関する重要な手がかりはないことが明らかになった。調査概要は以下のとおりである。



図 3.3 トレンチ調査位置図

● トレンチ箇所

<トレンチ No. 1、No. 1' >

- トレンチ中央～北側では、天明3年降下の軽石層の下に硬化面が確認できた。時期不明ではあるが、陶器片が出土していることから、中山道も含め何らかの遺構である可能性は高い。ただし、硬化面の検出が部分的であること、全体的に水平でなく傾斜していること、「水路」の形状が不定形であることから積極的に中山道とする根拠は薄い。
- トレンチ南側では軽石層が人為的に除去されていた。表面上も現状で凹地形となっており、およそ東西方向に続いている。現地の観察から耕作等に伴う地形とは考えにくい。1つの可能性として、天明の噴火により埋没した中山道を元の状態に回復することができなかったため、その近くに多少規模を縮小して造成された新道とも考えられる。ただし、硬化面や水路がないこと、平坦面が少ないことが問題としてあげられる。
- また、令和元年度に横断方向に20m近くを調査しているが、明瞭な硬化面や側溝などは確認できなかった。



写真 3.1 トレンチ1南壁・土層写真
(上半の白い軽石が天明期の軽石)

<トレンチ No. 2 >

- 現在、登山道となっている凹地形が中山道だったという推測のもとで調査したが、表土以外で天明期の軽石を確認することはできず、下層では古い時期の軽石層が検出されるのみだった。その結果、中山道は現在の地形より、はるかに高い位置にあり、より崖側まで延びていたと考えられるが、後世の侵食にほとんどが消失したものと考えられる。地形の変遷(推定)を図3.4に示した。



写真 3.2 トレンチ2・軽石近接写真(トレンチ1の下位と同じ軽石層である)

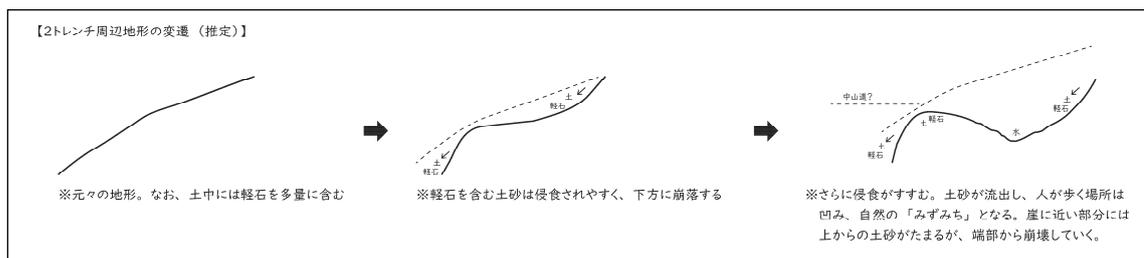


図 3.4 地形の変遷(推定)

＜トレンチNo.3 山中茶屋＞

- ・現在、道路として通行している部分は、周囲よりも高くなっている。天明3年の火山噴出物は純層で確認できず、表土の下は、それ以前の古い噴出物が堆積している。北側には地表下60cm近くまでU字溝が敷設される。このことから、本トレンチ周辺においては推定中山道(旧表土)以下まで削平が及んでいると考えられる。



写真 3.3 山中茶屋付近の土層

＜トレンチNo.4 栗ヶ原＞

- ・南側トレンチでは天明3年の噴出物が地表近くまで確認されたが、北側では表土が厚くなり、見られなかった。下層はロームが多く、天明以降に埋めた可能性がある。明治11年秋の北陸東海御巡幸に際して造成したか？地山(旧地表)は中央付近が最も高く、現地表の傾斜以上に北側では下がっていく。



写真 3.4 栗ヶ原付近の土層

(2) 道沿いの歴史的資産について

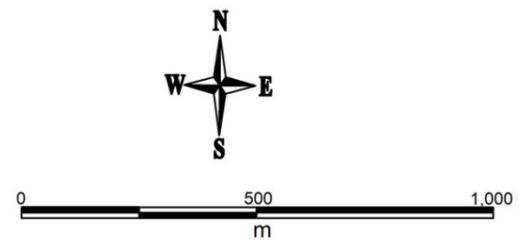
本範囲とその周辺に現存している歴史的資産と時代区分を整理した。本範囲とその周辺には、22箇所の歴史的資産が現存しており、解説サインで案内されている。江戸時代を主とした歴史的資産であるが、一部、安土桃山時代、昭和中期の資産も点在している(29～30ページ 図3.5)。

(3) 道内、道沿いの工作物等の設置状況について

- ・本範囲には、斜面崩壊を防ぐための擁壁や、転落を防止するための安全柵などの「安全のための工作物」や、適所に雨水排水を行うための「土側溝」、四阿などの「休憩施設」がみられる(31ページ 図3.6)。
- ・安全柵の設置箇所付近では、斜面崩壊もみられ、この対策も必要である。休憩施設は、カーブ9と剝石茶屋跡の約200m上流側のみでそれ以外のところではみられない。
- ・本区間には、道案内を示す「誘導サイン」、歴史的資産等を紹介する「解説サイン」、落石注意など、注意を促す「注意喚起サイン」、地図入りで全体の案内を示す「案内サイン」、鳥獣保護区などの「その他サイン」の80基のサインが設置されている(32ページ 図3.7)。
- ・道の分岐点には、サインが乱立している。また、解説サインのなかには、老朽化しているものもみられる。

(4) その他維持管理

- ・道の維持管理は市が行っている。また、ボランティアなど市民団体による清掃活動などはない。



地形図の出典: 松井田町、「松井田町地形図3.6.7」、平成4年、国際航業株式会社調製



出典: 国土地理院ウェブサイト

票3.2 現存する歴史的資産とその時代区分

No.	名称	時代区分
1	みくにふみの碑	昭和30年
2	思婦石	江戸時代(安政)
3	一つ家の歌碑	江戸時代末期
4	笹沢と人馬施行所	江戸時代(文政)
5	傾城水(化粧水)	
6	山中坂と一つ家跡	
7	山中茶屋	江戸時代(慶安)
8	入道久保・まごめ坂	
9	栗ヶ原	
10	座頭転がし(釜場)	
11	慶長年間の一里塚	江戸時代(慶長)
12	二つの馬頭観世音(北向馬頭観世音、南向馬頭観世音)	江戸時代(文化)
13	堀切	安土桃山時代
14	刎石茶屋(四軒茶屋)	
15	弘法の井戸	
16	風穴	
17	覗き	
18	上り地蔵・下り地蔵	室町時代以前
19	刎石坂と三枚石	
20	刎石坂の石造仏群と柱状節理	江戸時代(文政)
21	堂峯番所	江戸時代(元和)
22	碓氷関所(横川)	江戸時代(元和)

図3.5 中山道の歴史的資産のまとめ

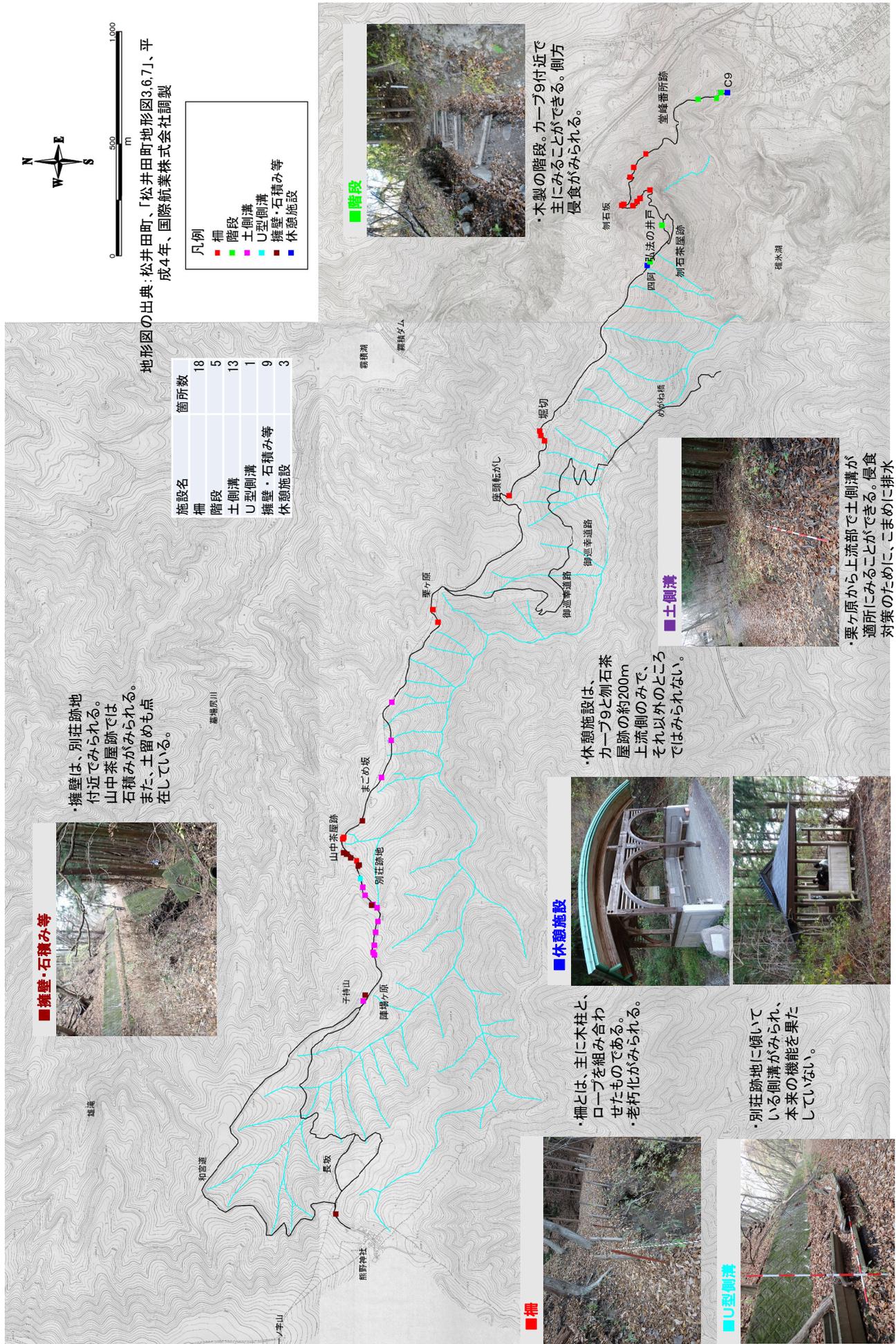


図3.6 工作物の現状



図3.7 各種標識の設置状況

3.2 中山道碓氷峠越の課題の整理

これまでの調査結果をもとに、歴史の道として整備していくための課題を整理した。課題箇所位置図を35～36ページの図3.8に示した。

課題1 道や歴史的資産そのものの流失・喪失の懸念【連続する道の将来的な保持】

- ①往時を伝える遺構面の継続的な喪失 ⇒水に流れて常に失われていく区間あり
- ②線としての連続性と、線に付随する点の要素の組み合わせで整備

課題2 ルートの不明瞭区間の検証・特定等の必要性【信憑性に基づく整備】

- 往時の通行区間を見定めにくい区間(別荘跡地沿いの位置)について、調査を継続

課題3 危険箇所の存在【安全性の確保】

- 谷頭部分の道筋の崩落や架橋困難な場所等への対処

課題4 展示解説や利用者サービスの不十分さ【学習・教育機能の充実】

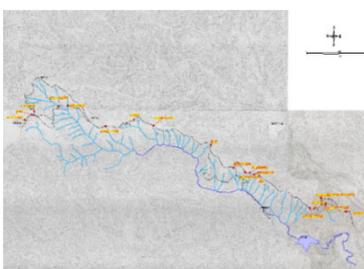
- 往時の復元のレベルの検討、休憩拠点等利用者サービス施設の整備水準の程度について

課題1 道や歴史的資産そのものの流失・喪失の懸念【連続する道の将来的な保持】

- ①往時を伝える遺構面の継続的な喪失が懸念される。現在でも雨水により、侵食されて常に失われていく区間がある。
- ②線としての連続性のほか、線に付随する点の要素の組み合わせが、歴史の道(中山道)を整備するには、重要と考えられるが、その一部分が流失したり、損壊することが懸念される。



- ①北向馬頭観音
巨石の上に、立てられているが、この土台の巨石が侵食で崩れた場合、歴史的資産の喪失が懸念される。



- ②要素である本区間 中山道(線)とそれ沿いにある茶屋、弘法清水、馬頭観音(点)の組み合わせである。



- ③斜面崩壊により、中山道の幅員がせまくなり、道の連続性が損なわれる懸念がある。



- ④別荘跡地
昭和40年代につくられたと考えられる道であるが、側溝の基礎がみえるなど、侵食が著しい。



- ⑤刃石坂 柱状節理付近
倒木がみられる。撤去するためには、民有地であることから、所有者との調整が必要である。安全面での課題でもある。

課題2 ルートの不明瞭区間の検証・特定等の必要性【信憑性に基づく整備】

○中山道のルートを明らかにするための遺構調査を行ない、遺構の实地確認はできなかったが、別荘跡地沿いの道路以外、ルートとして特定できた。今後は、この区間を引き続き、調査する必要がある。



⑥別荘跡地沿いの道路は、開発されているので、道筋は不明である。今後も引き続き、調査をする必要がある。

課題3 危険箇所の存在【安全性の確保】

○谷頭部分の道筋など、崩落がある箇所がある。そこには、安全柵が設置されている。また、仮に架橋を考えた場合、困難な場所もある。



⑦斜面崩落があり、道幅が縮小している。(W=0.8m程度)このまま放置していると、斜面崩壊が続き、道幅が狭くなるほか、転落防止柵など安全対策も必要である。

⑧笹沢の横断 現在は飛び石をつたって横断できるが、水が多いときなどは危険。

課題4 展示解説や利用者サービスの不十分さ【学習・教育機能の充実】

○便益施設の少なさ、解説板、誘導サインの老朽化などがみられる。



⑨屋根付き休憩場は2箇所のみである。

写真左は、カーブ9(国道18号沿いにある)の四阿。
写真右は、刎石茶屋跡より、軽井沢側の四阿である。



⑩誘導サインの乱立や、解説板の老朽化がみられる。また、「中山道」の表記は「旧中山道」「中山道」の2つの表記が混在している。

前ページの課題1～課題4の該当箇所を示した。

凡例

- : 課題1 道や歴史的資産そのものの流失・喪失の懸念【連続する道の将来的な保持】
- : 課題2 ルートの不明瞭区間の検証・特定等の必要性【信憑性に基づく整備】
- : 課題3 危険箇所の存在【安全性の確保】
- : 課題4 展示解説や利用者サービスの不十分さ【学習・教育機能の充実】

道の侵食が進んでいる箇所がある。道幅を確保するには、盛土を行う必要がある。なお、今後も侵食が予想されるため、工法は十分、検討する必要がある。



剝石坂は、石が浮石になっているため、歩きにくく、転倒の危険性がある。

斜面崩落が進み、幅員が狭くなっているために危険状態にある。



図3.8 課題箇所位置図

第4章 整備目標と整備方針

本章では、前章までの調査結果と課題をふまえ、整備の全体の方向性（整備方針）をとりまとめた。

4.1 整備目標と整備方針の考え方

中山道碓氷峠越は、平成8年11月1日に文化庁「歴史の道百選」に選定された中山道-碓氷峠越（群馬県-長野県）であり、坂本宿から軽井沢宿の間にある古道碓氷峠の道のり約8kmの区間である。

本道は、木曾のかけはし、太田の渡しとともに、中山道の三大難所のひとつとして現在でも継承され、道中は今でも昔の面影を残し、多数の歴史的資産が存在している。今後も、市内外から多くの方々が、本史跡を体感するために来訪するほか、市民の身近な郷土愛を育む場になるなど、安中市の観光や地域活性化のための重要な資源として期待されている。

これらをふまえ、本計画の目指すところ（基本目標）を、「江戸期の人とモノが行き来した『峠道』と『難所越えの物語』の継承～歴史と文化の香り高い中山道碓氷峠越～」とした。さらに、この基本目標を実現するために、「道筋（線）」と馬頭観音などの「資産（点）」、今後の来訪者の増加を見据えたサービス向上のための「新たな整備」の3点に着目して、図4.1に示す3つの整備方針を掲げた。

なお、本計画は、今後、国史跡指定がなされ、本質的価値が明らかとなった段階で、見直しを行うことを検討する。図4.2（41～42ページ）に現状と課題から導かれる基本目標と3つの整備方針の体系を示した。

■計画の目指すところ（基本目標）

江戸期の人とモノが行き来した『峠道』と『難所越えの物語』の継承
～歴史と文化の香り高い中山道碓氷峠越～

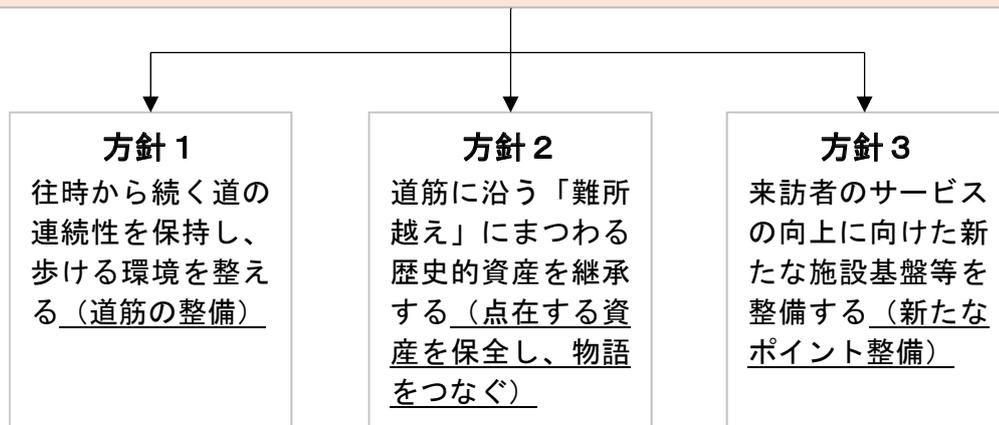


図4.1 基本目標と3つの整備方針

4.2 整備方針

3つの整備方針は、それぞれ2つの細方針に大別される。方針ごとにその内容を取りまとめた。

(1) 方針1

「往時から続く道の連続性を保持し、歩ける環境を整える（道筋の整備）」

1-1 往時のみちを体感していただくための道を定める

「中山道碓氷峠越」は、時代によって様々な道がある。往時の図面等で橋が描かれている箇所は、設置・管理が容易でない区間もみられる。そこで、道の連続性を保持でき、来訪者に歩いていただく道を選定する。なお、道筋の特定調査は、今後も引き続き行っていく。

1-2 安心して歩ける道筋を整備する

定めた道の利用状況や開発状況は、「道筋が原状を留めている区間」「侵食（自然の変化）や、拡幅整備（人為的な開発）等により、道が改変され、原状をとどめていない区間」の2つに大別できる。

そこで、安全性、快適性の確保から、歩ける環境を整えるために整備する。また、立地特性を考慮し、自然地形の改変を最小限にして道筋を整備する。



写真 4.1 幅員が狭い箇所

(2) 方針2

「道筋に沿う「難所越え」にまつわる歴史的資産を継承する（点在する資産を保全し、物語をつなぐ）」

2-1 古くからのいわれを伝え、現存する資産を継承する

分間延絵図に示してある資産を基本に、歴史的資産を伝える。ただし、他の時代の遺跡等も残っている場合には、年代を明示したうえで、保護する。

現在残っている馬頭観音などの石碑を保存する。万が一、崩落等の危険がある場合には、対策を行う。



写真 4.2 北向馬頭観音（歴史的資産のひとつ）

2-2 痕跡等を活かして、継承する

消失している（確認が必要な）資産は、引き続き調査を行い、平面表示等の対策を行う方針とする。また、史資料などの景色の情景（例：「原」であったが、現在は森林等の「痕跡」）を伝えていく。

(3) 方針3

「来訪者のサービスの向上に向けた新たな施設基盤等を整備する（新たなポイント整備）」

3-1 来訪者の利便性(快適性)を高めるための基盤をつくる

落雷なども想定されるので、その際に逃げ込むような場所（緊急避難施設）を確保する。また、将来（文化財指定）を考慮すると、全国から大勢の来訪者がくることが想定される。このため、トイレを設置してサービス向上を図る。

さらに、適宜、休憩できるベンチ等の設置、迷わないための地図入り案内標識を設置する。なお、エントランスは、バリアフリー化を行い、誰もが立ち寄れる空間として整備する。

3-2 良好な景色を楽しめる空間をつくる

眺望地点にベンチの設置を検討し、景色も楽しみながら、登山できる施設の整備を検討する。



写真 4.3 眺望地点（候補）のひとつ

計画を作成するうえでの留意点

- (1) 今後の史跡指定を見据えた「整備計画」を念頭に計画を策定する。
- (2) 往時ルートをはっきりし、道としての連続性を確保する。
- (3) 道の課題がある箇所を明らかにし、対応の方向性を明示する。
- (4) 道沿いの歴史的資産の価値も含めて、その整備方針を立案する。
- (5) 長期的な視野に立った計画を策定する。

上位関連計画(市総合計画、市都市マス、県「歴史の道」整備活用総合計画)
文化財の保全、啓発、活用推進、ブランド化

環境の変化(ゲリラ豪雨、シカの増加等)
訪日外国人の増加

文化財保護法の改正(その背景も含め)

現状把握・特性と価値の整理

< 自然環境 >

- (1) 地形・地質
 - ・カーブ9から熊野神社までの標高差は約685m。
 - ・剣石坂では、溶岩が冷え固まる際にできる柱状節理(規則性のある割れ目)の露頭がある。
 - ・更新世・鼻曲層の溶岩および凝灰角礫岩(火山灰を主体とし、火山岩塊や火山礫を含む岩石)が分布し、凝結度が悪く、表面は風化して崩れやすい。

(2) 気候・降水量

- ・夏は降雨が多く、冬の寒さは厳しく、積雪が多い山地の気候。
- ・4月から11月の降水期に毎年100~300mm程度、7月から9月にまとまった雨が降る傾向。

(3) 法規制

- ・森林法: 山中茶屋跡、栗ヶ原、剣石茶屋跡一帯は民有林、それ以外は国有林。
- ・自然公園法: 上信越高原国立公園区域内、すべて普通地域。
- ・土砂災害防止法: 熊野神社から坂本宿付近が「急傾斜地崩壊危険箇所」。
- ・周辺に国重要文化財の「旧碓氷峠鉄道施設(碓氷第三橋梁(めがね橋)など)。

< 歴史 >

- ・中山道は昔の国道であり、主要な幹線道路のひとつ。三大難所のひとつ。
- ・中山道には馬頭観音などの歴史的資産や、周知の埋蔵文化財包蔵地(市の遺跡)である「笹沢人馬施行所」「山中茶屋」「堀切」「剣石茶屋」「堂峰番所」(5箇所)
- ・中山道として通行した道は複数みられる。一部の路線は崩落が多く、通行不可のところもある。

< 観光 >

- ・周辺の主な観光地の「碓氷峠鉄道文化むら」「峠の湯」には約12万人、「アプトの道」には約25万人がH29来訪。近年は全体的にやや減少傾向。

課題

課題1 道や歴史的資産そのものの流失・喪失の懸念
【連続する道の将来的な保持】

- ① 往時を伝える遺構面の継続的な喪失 → 水に流れて常に失われていく区間あり
- ② 線としての連続性と、線に付随する点の要素の組み合わせで整備

課題2 ルートの不明瞭区間の検証・特定等の必要性
【信憑性に基づく整備】

- 往時の通行区間の見定めにくい区間(別荘跡地)を明らかにする

課題3 危険箇所の存在
【安全性の確保】

- 谷頭部分の道筋の崩落や架橋困難な場所等への対処

課題4 展示解説や利用者サービスの不十分さ
【学習・教育機能の充実】

- 往時の復元のレベルの検討、休憩拠点等利用者サービス施設の整備水準の程度について

計画の目指すところ
【理念・目標】

江戸期の人とモノが行き来した『峠道』と『難所越えの物語』の継承

整備方針

1. 往時から続く道の連続性を保持し、歩ける環境を整える(道筋の整備)

1-1 往時のみちを体感していただくための道を定める

- ・「中山道碓氷峠越え」は、時代によって様々な道がある。
- ・往時の図面等で橋が描かれている箇所は、設置・管理が容易でない区間もみられる。
- ・そこで、道の連続性を保持でき、来訪者に歩いていただく道を選定する。
- ・なお、道筋の特定調査は、今後も引き続き行っていく。

1-2 安心して歩ける道筋を整備する

- ・定めた道の利用状況や開発状況は、「道筋が原状を留めている区間」「侵食(自然の変化)や、拡幅整備(人為的な開発)等により、道が改変され、原状をとどめていない区間」の2つに大別できる。
- ・安全性、快適性の確保から、歩ける環境を整えるために整備する。
- ・立地特性を考慮し、自然地形の改変を最小限にして道筋を整備する。

2. 道筋に沿う「難所越え」にまつわる歴史的資産を継承する(点在する資産を保全し、物語をつなぐ)

2-1 古からのいわれを伝え、現存する資産を継承する

- ・分間延絵図に示してある資産を基本に、歴史的資産を伝える。ただし、他の時代の遺跡等も残っている場合には、年代を明示したうえで、保護する。
- ・現在残っている馬頭観音などの石碑を保存する。万が一、崩落等の危険がある場合には、対策を行う。

2-2 痕跡等を活かして、継承する

- ・消失している(現在確認が必要な)資産は、引き続き調査を行い、平面表示等の対策を行う方針とする。
- ・史資料などの景色の情景(例:「原」であったが、現在は森林等の「痕跡」)を伝えていく。

3. 来訪者のサービスの向上に向けた新たな施設基盤等を整備する(新たなポイント整備)

3-1 来訪者の利便性(快適性)を高めるための基盤をつくる

- ・落雷なども想定されるので、その際に逃げ込むような場所(緊急避難施設)を確保する。
- ・将来(文化財指定)を考慮すると、全国から大勢の来訪者がくることが想定される。このため、トイレを設置してサービス向上を図る。
- ・適宜、休憩できるベンチ等の設置、迷わないための地図入り案内標識の設置する。
- ・エントランスは、バリアフリー化を行い、誰もが立ち寄れる空間として整備する。

3-2 良好な景色を楽しめる空間をつくる

- ・眺望地点にベンチの設置を検討し、景色も楽しみながら、登山できる施設の整備を検討する。など

図4.2 現状と課題から導かれる基本目標と3つの整備方針